

令和3年第2回 多気町議会定例会会議録（一般質問）

開 議 （1日目）令和3年6月10日 午前9時 （4名／7名中）

（2日目）令和3年6月14日 午前9時 （3名／7名中）

順番	質 問 者	通告方式	質 問 内 容
1	木戸口勉幸	一問一答	①移住定住の促進について（町長、担当課長） ②五桂池ふるさと村について今後どのようにしていくのかを問う（町長、担当課長）
2	志村 和浩	一問一答	①有機農産物の学校給食導入について（町長、教育長、担当課長）
3	松木 豊年	一問一答	①新型コロナワクチン接種について（町長、担当課長） ②熊野古道女鬼峠の保存、逢鹿瀬廃寺について（町長、担当課長） ③天啓交差点への信号機設置について（町長、担当課長）
4	山際 照男	一問一答	①みえ森と緑の県民税及び森林環境譲与税等を活用した町の林業施策について（町長、担当課長）
5	坂井 信久	一問一答	①公共交通の今後について（町長、副町長、担当課長） ②小規模宅地開発事業の現状と課題について（副町長、担当課長） ③新型コロナウイルスワクチン接種計画の明確化について（担当課長）
6	松浦 慶子	一問一答	①多気郡地域児童発達支援センターの運営状況について（町長、担当課長） ②保育園の給食について（町長、担当課長）
7	田牧 正義	一問一答	①勢和振興事務所等改築事業について（町長、振興事務所長） ②空き家問題について（町長、担当各課長）

(4 番 木戸口 勉幸 議員)

○議長（前川 勝） 1 番目の質問者、木戸口議員の質問に入ります。

4 番、木戸口議員。

○4 番（木戸口 勉幸） 改めまして、おはようございます。それでは、第1 番目に議長の許可をいただきましたので質問にはいりたいと思います。私は、今回2 点の質問の通告をいたしております。まず1 点目は、移住定住の促進について、2 点目は五桂池ふるさと村について今後どのようにしていくかを問う、ということで2 点でございます。いずれも一問一答で質問をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

それでは第1 番目の質問にはいります。移住定住の促進についてであります。高齢、少子化による人口減少により、地域活力の低下や地域コミュニティの維持存続が危ぶまれております。多気町の人口は、2010年15,438人を基準値として見てみますと、2021年4月、今年の4月であります但现在は14,244人であります。比較しますと1,200人ほど減少しております。10年後を見ても、10年後の2030年ありますが、この時点では推定12,900人といたった数値が出ております。これも2010年と比較をいたしますと約2,500人ほどが減るんじゃないかという見込みであります。人口減少を抑制をし、生産年齢人口を増やし、地域を活性化させ持続可能なまちづくりを目指さなければなりません。

今や全国的に多くの自治体が移住定住促進対策に取り組んでおりまして、手厚い補助制度と独自の取組みをもって地域間競争が激しくなっております。東京、大阪を除く45道府県の自治体と連携して地域の情報を提供し、都市と農村の橋渡しの仕事をしておりますNPO法人ふるさと回帰支援センターというのがございますが、その資料によりますと、2020年度の移住相談件数は38,300件余りに上っております。年代別には30代がトップでありまして、移住したい理由は仕事、自然の多い環境で暮らしたい、子育て、が

トップスリーとなっております。移住先は全国的なことですが5年間で見てみますと県別には静岡、長野、山梨がいつも上位にありまして、移住を考えると適度な都市感、さらには適度な田舎感が移住先に選ばれております。

それでは順次お聞きをしたいと思います。

まず冒頭にですね、町長にお尋ねいたしますが、町長は移住定住を促進させ、生産年齢人口を増加させるための現状の課題と将来について、どのように考えるかご所見をお伺いをいたしたいと思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 木戸口議員のご質問にお答えをさせていただきます。

議員おっしゃっていただいたように、約10年から12年の間に1200人ほど人口が減少ということで、これはもう10年前の私が選挙に立候補したときとほとんど数字そのまま合っているように思います。で、平成22年に出生された子供さんちゅうのは115人ほど、令和2年が特に少なかったんです、64人。ということで、50人弱。それから転入転出も、これも平成22年から昨年までと比べましてだいたい年間50人ぐらいずつ転出のほうが増加をしてきております。平成22年当時に取り組もうとしたのが、まず結婚をしていただこうという、そういうのをやりました。それから、農業がもう今から40年ぐらい前からかな、もうだいたい木戸口議員もご承知のように、後継者が減っておいしたので、新規就農ちゅうことで多気町に来ていただいて農業をやっていただこうと。これも多気町に来ていただいて働いていただこうと、こういう取り組みをしました。それから、新規就農もそうですけども、工場で働く人に来ていただこうということで一番取り組みを進めたのが企業誘致であります。企業誘致をする、そして多気町に企業が張り付く、そのことによって多くの働く人が来ていただけます。多気町から出ていく、それを防ぐためにもこういう取り組みを今までしてまいりました。こういう今までの現状とこれ

からやっ払いこうという課題で、おかげさまで昨年度はほとんどの団地に企業を張り付けることができました。一方、勢和多気ジャンクションのところにはV I S O Nを誘致をして開業することもこぎつけることができました。多くの人が、これは多気町に住んでくれるとは限りませんが、多気町に来ていただいて働いていただけるというところも多かったと思います。今後もうこういう施策をやっていくという想いがあります。で、それに対する取り組みとしまして、移住定住促進補助金というのは今年、新たにアップをしてやります。それから、若い人達が来ていただいて、子供さんができたらということで、子ども子育て応援事業というのを取り組みを始めました。これは、子供ができたら支援金を、それで小学校へ入学をしていただいたら支援金を、さらに中学校に入学をしていただいたら支援金と、こんな取り組みをしました。これを、これから少し時期を見ながら、期間を経ながら状況を見ていきたいということで新たに打ち出した施策と、それから、これからの多気町への移動人口がどうなっていくかというのを推移を見ながら、また取り組みを進めていきたいこう思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○4番（木戸口 勉幸） まあ色々縷々ご答弁いただいたわけではありますが、私はですね、いわゆる生産年齢人口、これ確かにそのV I S O Nとか色んな関係ございます。企業誘致もあります。これは生産年齢人口増加させる一つの手段、手立てであるというふうに私も共感を持つわけではありますが、その次も触れるわけではありますが、いわゆる現状の課題、多気町の現状の課題、将来はこうしてくんだという想いを端的に答えていただきたいと思います。この補助政策もかなり高額な補助政策で臨んだわけですが、それらも含めてですね、私の聞いたことをお答えをいただきたいと思います。

○議長（前川 勝） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 端的にと言われましたので、今自分としてはそういう想いであります。あと付け加えて言うなら、来ていただいてお住まいを確保していただくということで、関連する事業者さんにもお願いをしてミニ団地を造っていただいたりということもしていきたいと思っております。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○4番（木戸口 勉幸） 同じ繰り返しになりますので、そういうことで理解をしていきたいというふうに思います。

それでは、時間の関係もございます。順次ですね、通告をいたしました4点について、順を追って質問をさせていただきたいと思います。

まず、1番目ではありますが、2020年度の、昨年度ではありますが、いわゆる三重県への移住の状況がございますが、全県下さっき申し上げたようにあるわけですが、その状況とそれから14市15町がございますが、その主な市町、いわゆる隣接しておるところ、松阪、明和、大台、多気もそうなんですが、それから伊勢とか。その辺の近くの市町の移住実績、移住状況をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

林企画調整課長。

○企画調整課長（林 洋志） 令和2年度の県や市町の施策を利用した県外からの移住者数というのを県が公表をしております。この数字でいきますと三重県全体で514人、松阪管内でいきますと松阪市が44人、明和町が1人、大台町が11人ということで、令和2年度につきましては多気町への移住者はございませんでした。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○4番（木戸口 勉幸） 先ほどの答弁はですね、新聞そのもので私も手に入れ

て持っておるわけですが、これはまあ確かにそういった数値が出ておるところでございます。実績は多気はゼロということでございますが、ゼロにはゼロの理由があるわけでありまして、ただゼロであったと。令和3年度から多くの大きな金額のいわゆる補助金を出して来てもらう。そればっかではあかんと思いますんで、納得がいきませんので。大台へ11人来てますね、それから明和は1人、松阪管内は56人来てもらってるわけですが、差し引き松阪管内の松阪市が多いわけでありまして。なぜその実績数値の中に多気は補助政策をのけてゼロであったのか。それで、現時点で4月から6月まで約2月経ったんですが、今の状況としてですね、その問い合わせいった状況、それから多気へぜひ移住したいといういわゆる移住希望者からの相談とか、そういうのはあったんかなかったんか。その辺を少し触れて、具体的にお伺いしたいと思います。

○議長（前川 勝） 答弁を求めます。

林企画調整課長。

○企画調整課長（林 洋志） それでは私のほうからお答えをさせていただきますが、昨年、令和2年度に空き家バンク等への問い合わせ、多気町への問い合わせというのは146件はございました。ただあの、先ほど申し上げましたのは県外から県内への移住者ということでありまして、多気町でも実際1軒の方は空き家バンクを利用して移住をされております。ただその方、以前から多気町に住所を別なところで生活してみえた方ですので、県外から来られた数字には入ってはおりません。

4月から新しい制度の問い合わせなんですけども、たくさんお問い合わせはいただいています。ちょっと件数までは私も今把握をしておらんですけども、問い合わせは非常に多いんですけども、実際まだ新しい補助金の申請はゼロ件と言いますか、申請は無い状況でございます。以上でございます。

○議長（前川 勝） 木戸口議員。

○4番（木戸口 勉幸） 問い合わせはあるけども、実際具体的に利用したいというような中身の濃い話には至っていないということで理解したらいいわけ

ですね。それから、参考までに申し上げますと、私もこれ資料また調べながら見たんですが、令和元年度であります、一昨年。一昨年は移住者は段々まあ増えておりまして、27、28、29、30、31、5年間ありました。初年度はこれは少なかったということなんですが、この資料のもとですね、ええとこやんか三重移住相談センターというのが東京の有楽町にありまして、ここでの数値なんですけど、もう毎年右肩上がりに上がっております。で、令和元年度、一昨年であります、383名の移住者数がございます。相談件数は1455人あります。ということからいきますと、多気はなぜ来なかったのかなあという話であります、これぐらい三重県には希望者があるわけです。この辺も踏まえてですね、さらなる移住相談にのって多気町の魅力を発信しながらですね、移住者へつなげていただくということが大事であろうかというふうに私は思っております。でまあ内訳等、時間の関係もございますが、見てみますと、この辺も中南勢になるわけですが99人移住してきております。これはまあ範囲がけっこう広いわけですが。その来ていただいた中身というんか、その移住の「こういうことで来た」ということの、何に乗ったか見ますと、市町の補助助成制度を利用したというのが21%ございます。それから、移住相談窓口、これ移住相談窓口ちゅうのは非常に大事でありまして、これが20%。そやで両方合わせますと40%がいわゆる利用制度を使って来ておるという状況でありますので、さらなる力を入れることによってですな、もっともっと増えてそれで移住に繋がるといふふうに思いますので、まあ参考までにこれを申し上げたところでございます。

それから、次の2点目に入りたいと思います。2つ目はですね、移住促進に向けた移住定住促進条例の制定ということでございます。補助金を出してですね、交付要綱を作って今年から何年か取り組もうということでございますが、1年や2年で終わるものではありませんし、必ずもうずっと続けてかんなんというふうに私は思うわけであります。という観点からいきますと、大きないわゆるお金を投資をして、こちらへ移住をしていただくということになりま

すと、私の考えておりますのは、どうしても条例があるんじゃないかということで考えておりますんで、一人でも多くの人に住んでもらうためにはですね、町、それから町民、事業所と連携をしてですね一丸となって定住促進に取り組む条例の制定がぜひ必要ではないかなということでお尋ねするわけですが。移住のいわゆる条例のですね、認識とそれから制定の考え方について町長にお伺いをしたいと思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） それでは私のほうからお答えさせていただきます。現時点で、移住定住促進補助金制度というのを開始をいたしました。少し先ほども申し上げましたように、経緯を見たいといいますのと、それとこれから移住をしていただく若い人達のために特に工業団地ができたんでそこへ張り付くためによそから移住してこようと、そのために子供ができたときに今の保育所だけではなしに託児所的なものも作ったらどうかということも含めて、もう少し様子を見ていきたい。と言いますのは、この補助金制度を設けましたときに、概ね5年間ということをおし上げておりますので、議員おっしゃっていただいたように今後これで非常に効果があるなあというのであれば、そういうことも検討していきたいと思っておりますので、現在では条例を作つてというところまでは考えてはおりません。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○4番（木戸口 勉幸） 町長の腹の中の認識はですね、条例してかんなんなという気はあると思いますが、なかなかそれは条例どうかといった場合に直ちにしますという答えにはならないと思いますが、きっちり覚えといていただい

ですね、やっぱり進めていくうえでは条例があるということはその来ていただく移住者にとっては非常に力強いということになりますし、一生懸命取り組ん

どんのやということになりますんで、そういったことから移住を増やすとい

うことには非常に条例は力強いものであるというふに私も認識をいたしておりますので、ぜひ近いうちにですな考えをしてそれから条例制定に向けて考えていただきたいというふうに思います。なぜ条例に力を入れるかといいますと、基本理念です。力強くここへ明記をするということが大事でありますので、先ほど言いました、やはり町とそれから町民と地域と事業者、団体等がですね、協同で住みたくなる町、いわゆる多気町へ来ていただくということで、住み続けたい町を目指して移住定住の促進に努めるということを基本理念に謳いながらですね、するちゅうことは非常に大事でありますので、この辺を十分考えていただいて、また制定に向けて考えていただく。実施をして制定をしていただくという方向でぜひ近いうちに実現をしていただきたいなと思います。

それから、次に入ります。通告をいたしております3点目であります。移住希望者への仕事、住まい、生活、子育てがございしますが、これらの相談体制はどうしているのか。移住のはほとんどが直接来るっていうことはなしに電話等やと思いますんですが、この辺をもう本当に移住して行きたいという魅力のあるお答えをいただくと、その辺はまた移住に繋がるということも他の事例等の見てみますとありますので、移住がかなり成功しとるところはこれをうまく活用しながらですね、うまく進めておりますので、この辺は今どういうふうに対応してるんかをお尋ねいたしたいと思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

林企画調整課長。

○企画調整課長（林 洋志） 現時点では松阪市のような総合的な相談体制はとっておりませんので、基本的には企画調整課のほうに移住に関する相談はございます。電話等で当然相談いただいた時に、他の子育てとか学校のこととかになりますと、各担当課につないでおるというのが現状でございます。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○4番（木戸口 勉幸） 今、林企画調整課長の最後のほうに出ました、電話を

あちこち回すということですが、それではもうとても今の対応では非常にこう不具合なところが多うございます。進んでおるところはもうワンストップですね、相手が納得して非常にこう分かりやすい説明をするちゅうんが一番大事でありますので、そこら辺をですね十分考えていただいて、それで対応してくというようなことが大事でありますので、その辺をですねもっと移住者に対して親切に対応できるような形をとっていただきたいというふうに考えておるところでございます。一つの県内の例でございますが、県内の例としてはですね、移住相談会を設けて開催をいたしております。それでセミナーを行ってそれで企画をしたりして進めておるというのがあって、そこら辺はですねかなり多くの移住者につなげておるというのが実態でございます。それからメディアを利用したアピール等々もやっておりますし、テレビも活用してやっているのがかなり全国的にも多うございます。そういったところで移住者が増えておるというのが現実でありますので、電話かかってきた人だけ対応しとるというのでは前向きではございませんし、その辺も攻めの形でどんどん進めていくというのは非常に移住をふやすということは大事なことでございますので、その辺を十分ご認識をいただいて取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上3点についてはですね、移住の実績、それから条例の制定、それから相談体制ということで申し上げたんですが、次に4点目でございます。

4点目は町内の在住者向けに住宅補助制度の創設ということで通告をいたしております。今年の4月からですね、新たにできました移住定住促進補助金は東京や関西、中京圏から多気町に移り住むための補助金交付制度でございます。直近の先ほど申し上げてますように人口見ますと14244人ということで、4月をこれ一番動く4月の時点ですが、4月で見えますと47人減っております。この47人の人がですね、少しでも多気町に残っていただくというのが大事でありますので、減少が緩くなりますし、やっぱり外からの移住も加えて人口が減らないということに繋がりますので、その辺のこと大事であります。ですか

ら人口減少を抑えることができるということに繋がるわけであります。そこで、多気町へですね、残って住宅を取得した人に対して、外向きはかなりの補助政策で中古住宅にしろ新築にしろ制度ができたわけですが、在住者については何らございませんので、在住者についてもやはりその補助制度を作るべきというふうに考えております。というのはまあいわゆる在住者も団地とかそれから近いところへ土地を取得して住んでみようというのになりますと、非常に先ほどから申し上げるように人口減少には緩やかになるわけでありますので、これをぜひですね、在住者にも制度を適用するもんございませんが、制度を作ってそれで補助金の対象にさせていただくということを考えていただきたいというふうに考えるわけですが、その辺の考え方についてのいわゆる見解をお伺いをしたいと思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

林企画調整課長。

○企画調整課長（林 洋志） 現時点では、今年度から開始しました移住定住促進補助金により町外からの移住を促進していくことをまず力を入れていきたいと考えておりますので、今のところ町内在住者向けの住宅補助制度の創設につきましては考えていない状況でございます。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○4番（木戸口 勉幸） 現実に県内でもございますので、これはもう十分調査をしてですね、お聞きをしてそれで実態を把握してですね、やはりその町外ばかりやなしに町内の方にもそういう制度を適用してくというのがやっぱり内向きにも大事なことでありますので、これもまあすぐにつていうわけにもいきませんので、近いうちに実現ができるような形で取り組んでいただくというふうに考えております。町名は申し上げますが、隣接しとところが現実にやっておりますので、やはりこの人を減らさないということが、人口を減らさないということが大事でありますので、こういったことから実施をされておしま

す。でまあ住宅だけやなしにいわゆる近場へ住んでもらった人にもいわゆる補助制度を適用するとか出すとかいうこともされております。ここら辺もよう考えていただいてですね、前段で申し上げたいいわゆる条例化と含めて実施の方向でぜひ近いうちに具体化をいただきたいというふうに考えておるところでございます。

以上で、1 番目の移住定住の促進についての質問を終わります。

それでは、2 つ目の質問にはいります。五桂池ふるさと村について今後どのようにしていくのか、でございます。令和 2 年度地方創生推進交付金によりまして、五桂池ふるさと村グランドビジョン基本構想が示されました。それによりますと、ふるさと村は食と農業を通じたまちづくりの取り組みを進め、食事と文化の交流発展を目指すというふうにしております。その核となる農業振興は、新商品開発による農産物の高付加価値化、農産物の販路拡大、新規就農者の育成環境整備、農福連携を考えていくというふうにグランドビジョンでは謳っております。町長は、先般の全員協議会場でですね、ふるさと村は農水省の農業活性化事業として事業実施をしておることから、今後も現有施設を維持し経営を続けていくということをはっきりと明言をされております。

そこで、質問をいたします。3 月に地方創生推進交付金事業でグランドビジョン、基本構想であります、これを示されたわけでありまして。今後どのようにふるさと村のにぎわいを取り戻していくのか、施設改修も考えていくのか、財政負担はどう考えるのか、この点についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

達農林商工課長。

○農林商工課長（達 武彦） それでは、ただいまの木戸口議員のご質問にお答えをさせていただきます。3 月の全員協議会場でお示した五桂池ふるさと村のグランドビジョンについては、ふるさと村を多気町ガストロノミーの中核拠点として位置づけ、「賑わい創出」「農業振興」「キャリア教育」という 3 つの

基本視点から取り組むべき事業の方針を定めています。今後、「食のまち多気」創生事業の中で具体的な方策について検討を進めるわけですが、この議会に上程をさせていただきますとおりですね老朽化が著しい施設の改修は喫緊の課題となっておりますので、優先的にしていくというふうに考えております。昨年12月ですね、全員協議会のお示しをしております「ええまちづくりプラン」でありますとおりですね、3年間で改修を進めるという予定でございます。その財源につきましてはですね、一部国の地方創生拠点整備交付金を活用できればというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○4番（木戸口 勉幸） 財政負担はどうしてくのか、当面のその、町でやる場合ですね、その辺のお答えがなかったんですが。その辺は、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（前川 勝） 答弁を求めます。

達農林商工課長。

○農林商工課長（達 武彦） 財政のほうですね、一般財源分につきましてはですね、こちらのほうは、ふるさと納税を財源とした基金のほうからの支出というふうなことを考えておりますし、今後につきましてはですね、そのような財源を中心に考えていきたいというふうには考えております。こちら、当局のほうですね協議を進めていくということになると思います。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○4番（木戸口 勉幸） 時間の関係もございますので、2つ目に通告をいたしております、これ先般の全協でもお伺いをしたわけですが、概要は。少し踏み込んでお伺いしたいんですが、令和5年度からですね、ちょっと説明を受けた中にはPFI方式で事業実施をするということをお聞きをいたしました。で、

若干まあ説明もあったわけではありますが、お聞きしたいのはですね、ふるさと村は色んな施設が競合して建っておりますが、まず資料にもお示しをいただきました事務所、それからマルシェグランマ、おばあちゃんの店ではありますが、それから温浴施設、食堂、ロッジ、まごの店、動物園がございます。聞かせてもらいますと、動物園については令和5年度から考え方を別に考えて、PFIをとということでございますが、現時点でですね、この施設全てこの当初で説明のありましたことの中でですね、全て事業実施していくのかどうか、この辺立て分けるのか、例えば町がやるのとPFIでやるのとございますが、PFIになりますとPFIでお金も出して経営もするというところで、指定管理者制度の3年と違って15年ないし20年ということも書かれとります。そういうふうないわゆる住み分け・立て分けですね、その辺をいわゆるその概要をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

達農林商工課長。

○農林商工課長（達 武彦） PFI経営につきましてはですね、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用し、効率的に公共サービスを提供することを目的としまして国のPFI法に定められておりますが、グランドビジョンにおいてですね、ふるさと村がこれから取り組むべき事業をまず収益性の高いもの、それから公益性の高いものというふうに分けましてですね、収益性の高い事業を中心にPFIを導入していくということでございまして、それについては今後ですね現指定管理者がみえますので、そちらの方とも協議をしながらですね、あと関わってみえるような団体というか相可高校さんなんかもありますので、そういうところと協議をしながらですね、公益性の高いところを含めてどういう方式で運営していくのが一番いいのかということを検討していきたい。具体的にはSPCと言いまして、特定の目的会社というのをですね色んな団体が集まって作るということが考えられますので、そのような方向でもし運営をできたらというふうには考えておるところでございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○4番（木戸口 勉幸） 達課長の言葉尻ちゅうんか、ちょっと分かりにくいところがございます、聞き取りにくいんで申し訳ないんですが。言葉ははっきりとお願いしたいと思います。一生懸命聞いとりますんで。ちょっと聞きにくい。まあ要するに、儲かる儲からんということの縦分けをしますと、収益性の高いものについてはいわゆるPFI方式なんか、それ以外のそうでないものは今までどおりいわゆる町が投資をして維持管理をして指定管理者とかやってくんかという大枠でですね、ちょっと再度もう少し時間ある限りお願いしたいと思います。

○議長（前川 勝） 答弁を求めます。

達農林商工課長。

○農林商工課長（達 武彦） すみません、説明が足りませんでした。その公益性が高いところも含めてですね、一体的に運営はしていくと。それについてはどのような形で運営をするかを今後検討していく。先ほど言いましたように、特定の目的会社ですね、目的の団体というのを関係するような会社団体がですね、併せて作ってそのうえで全ての施設を運営していくということを考えていきたいというふうに思っております。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○4番（木戸口 勉幸） 以上で、通告の2点、質問を終わります。

○議長（前川 勝） 以上で、木戸口議員の一般質問を終わります。

（2番 志村 和浩 議員）

続きまして2番目の質問者、志村議員の質問に入ります。

2番、志村議員。

○2番（志村 和浩） 2番、志村和浩、一般質問させていただきます。質問 は

1点、有機農産物の学校給食導入についてでございます。一問一答方式でさせていただきます。

今日は子どもたちの給食の話をしたいと思います。昨今、各地の自治体が学校給食を有機食材にする動きが広がっています。昨年度からは農林水産省が有機農産物の販路開拓の一つとして学校給食を正式に位置づけ、様々な支援を始めていますが、その中で紹介されている全国の先進事例を見ますと、地域の自然環境や食料の生産力を守り、生産者の経営を保障し、子どもたちや市民の命と健康を守るという長期的な戦略と未来への展望を持って実行していることがわかります。

それらの中でも特に注目されているのが千葉県いすみ市です。いすみ市は人口3万8,000人ほどの街で、児童・生徒は約2,300人ですが、2017年の秋から、全国で初めて市内13ヶ所の学校給食のコメ年間約42トンすべて地元の有機米にすることに成功しました。市は有機農家から再生産可能な1俵2万円で買い取っていますが、給食費とするには高すぎるため、その差額は市が補填しています。このことについて市長は「PR効果を考えれば安いものだ。おかげで市は全国で有名になった」と答えておられます。実際、有機米はブランド化戦略を掲げ、日本航空のファーストクラスの機内食に採用されていますし、「住みたい田舎ランキング」において「自然と繋がる暮らし」を実現できる場所として5年連続で首都圏エリア総合1位を獲得しています。有機農業による米作りが、様々な方面に良い影響を与えているという、まさに農業の多面的機能を発揮している素晴らしい地域です。

一方、多気町では現在、保育園児から中学生まで約1,700人が給食を食べています。栄養士さんをはじめとする給食センター関係者の皆さんに努力いただいている給食は、子どもたちや私たち親にとって必要不可欠な取り組みであり、多大な恩恵を受けています。

先月、多気町の学校給食センターや保育園の管理栄養士の方々にお話を伺ってきましたが、多気町においても学校給食や保育園の給食に使われる食材は可

能な限り町内で生産された農作物を導入していますし、献立についても季節を感じられる伝統食や多気町の特産品を活かしたものなど工夫を凝らしてくれています。更に令和元年度から取り組まれている「有機農業振興プロジェクト」の一環として、町内で化学合成の農薬や化学肥料を栽培期間中は使わずに生産している農家グループ「土力（どりょく）の会」による農産物を学校給食へ導入するための協議が進められていましたが、先日、会の農家の方から聞いたところによりますと、素晴らしいことに今年の夏野菜から一部実施される運びとなったようです。このことは報道でもされました。その方は「学校給食を通して自分の子どもや孫に美味しい野菜を食べてもらえることが嬉しいし、一層、農業へのやる気も高まる」とおっしゃっていましたが、農家グループの方々にとっても素晴らしい出来事だったと思います。

そしてまた保護者の立場からも、子どもたちの給食に有機農産物や添加物を含まない加工食材を使っていこうとするグループが町内で立ち上がっています。既に自主的な勉強会や検討会を開催しながらその輪を広げつつありますが、こうして学校給食を通して地域の農業や生産者に保護者の方が関心を持ち、有機農業を応援することは同じ思考を持つ農家の皆さんにとっても大きな励みとなりますし、多気町に有機農業を広める後押しになると考えます。

こうした状況を踏まえて、今後の多気町の有機農業の推進と学校給食との関係について伺います。

1点目。令和元年度から今年度までの3年間を実施期間としている「有機農業振興プロジェクト」の取り組みにより、今年の夏から学校給食へ「土力の会」による野菜が一部導入されることになりました。実現に際しては入札制度や欠品リスクへの対応、調理作業への負担軽減など学校給食センターと「土力の会」いずれの側にも配慮すべきことがあったというように推測しておりますが、実際にはいかがでしたでしょうか。具体的な点について伺います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

達農林商工課長。

○農林商工課長（達 武彦） それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

学校給食への地元農産物の提供につきましては、以前から学校給食センターが地元食材を積極的に活用する方針であるときいております。米につきましてはＪＡ多気郡の「ぎんひめ」を採用していますし、新規就農者の生産する野菜も一部採用をいただいております。今回は「土力の会」のメンバーの中に以前から食材を提供していただいていた方がいたこともあって、学校給食センターの方から提案があったというふうに聞いております。給食センターからは、食材として使用したい野菜の種類、量、時期等について提案がございまして、「土力の会」についてはそのリストの中から確実に納品ができるものを選択し、契約にあたりましては地元食材ということで、優先的な取引というふうにしていただいたと聞いております。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

志村議員。

○２番（志村 和浩） 学校給食センター側から、その協議の中です、今回のことについて何か配慮あるいは協議を要したようなことはございませんでしょうか。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

上山教育課長。

○教育課長（上山 善也） それでは、志村議員のご質問に答えさせていただきます。

先ほど、志村議員も農林課長も言っておりますが、給食センター日頃から地元の野菜をといるところで、日頃からですね、そういった地域の農家の方にですね、地元の野菜を使うときにですね、こういった野菜があるかというところで地元の農家の方にですね、採用できるものはないかということ聞いておることがございます。そういった中でですね、今回は夏野菜についてですね土力の会の方が生産をしとる野菜について提供が可能になったという

ことで、給食センターの栄養士のほうからは聞いておる次第でございます。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） これ、私の考えすぎかもしれませんが、一つ心配していることに野菜の価格でございます。地産地消を推進している中でですね、地元の農家さんとの取引があんまり無理の無いように適正な価格で取引をすることが大前提だというふうに思います。でまあ一般にスーパーを見ますとですね、有機野菜とそうでない野菜がシールで分けられておりますが、やっぱり有機野菜のほうが少し値段が高くなってございます。今回、土力の会の野菜についてですね、そういったことで無理の無い価格でですね安定してこれからも取引ができるような、そういった価格で協議が済んでいるというような認識でよろしいでしょうか。その点だけお願いします。

○議長（前川 勝） 答弁を求めます。

上山教育課長。

○教育課長（上山 善也） それでは、ご質問にお答えさせていただきます。給食センターのメニューにつきましてはですね、賄い、まあ経費につきましては賄い材料費のほうで行うということで、それについては児童生徒の保護者の方からですね給食費をいただいておりますので、その中で栄養士がメニューを考えて提供しとるということでございますので、議員が言われるようにですね、そういう価格の面もですね色々総合的に判断しながら栄養士のほうでメニューは考えているところでございます。以上です。

○議長（前川 勝） 達農林商工課長。

○農林商工課長（達 武彦） 生産者の立場からではございますが、土力の会の代表の方に聞いたところですね、引き取っていただく金額についてはその労力に見合ったものであるというふうなことをお聞かせいただいております。

○議長（前川 勝） 志村議員。

○2番（志村 和浩） はい、それを聞いて安心をしましたが。まずは実際には7月の8日ですかね、7月の8日に地場産メニューとして初めてこの土力の会の野菜が使われるということで、まだまだこれからですね実際に当日の納品作業ですとか調理作業ですとか、また実際に使ってみてどうだったかというようなことがおそらくあろうかと思われましますので、まだ始めたばかりの出来事ですので、ぜひですねお互いに関じたことを交換しあってまあ試行錯誤でこれから良くなっていくんであろうなというふうに思います。ぜひ話し合っていたいでですねこれで関係を終わらせずにですね、次秋野菜の話も聞いておりますので、それに向けて良い関係づくりをいただきたいなとそういうふうに思いますので、引き続きお願いしたいと思います。

2番目でございますが、今回、農薬や化学肥料を使わない野菜を学校給食に一部導入することになりましたが、このことについて教育委員会はどのように捉えておられますか。よろしくお願いします。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

上山教育課長。

○教育課長（上山 善也） それでは、ご質問にお答えさせていただきます。学校給食センターでは日ごろから、米や野菜などの食材につきましては、可能な限り地域で生産されたものを使用しております。その中で毎月1回～2回程度でございますが、地場産メニューとして給食の献立に取り入れをさせていただいております。今回、町内で有機農業に取り組んでみえられる農家グループ「土力の会」で生産された農産物を地場産メニューとして7月に学校給食で使用することとしております。有機農産物につきましては、一定量が安定的に供給されるかなど幾つかの課題があると考えております。今後はそういった課題が解決されていくのであればですね、学校給食のほうでも使用については検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） 安定供給についてということと、地産地消の話があがっておられましたけども、その地産地消以外にですね今回はその地元で作られた農産物を使おう、積極的に使おうという動きがこれまでもすでにありましたけども、今度は農法ですね。生産方法にまで少しもっと質の高いというか、慣行農法とは違う環境に配慮したような農薬を使わないような農業、そういったことでできた野菜ということに一步踏み込んだわけですが、その点についてこれからそういったものをさらに積極的に使っていくんだというようなご発言はありませんでしたけども、その点についてはいかがですか。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

上山教育課長。

○教育課長（上山 善也） それでは、お答えさせていただきます。議員の言われたようにですね、そういった有機農産物につきましては現時点では積極的ということは考えておりません。今回も地場産メニューということの中でですね、土力の会の方が生産された農産物を使用していくということでございます。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） おそらく、現時点で積極的に使うとは言えない理由があるとするれば、そういった指針が今あるわけではなかろうと。おそらく現場でもなかなかその辺苦労されてるんだろっとなぁというふうに、僕個人としては思うわけですが。ここです、今、多気町の学校給食の評価が適切にされてるんだろっかというちょっとそんな疑問を持ちましてですね。今おっしゃっていただいたとおり地産地消は進んでおられる、これからそういった有機野菜を積極的に使っておられる、で、教育委員会としてはですね毎年目標に「学校給食の充実に努めます」ということで取り組んでおられます。果たしてこのですね、学校給食の充実とは何だろう。今、答弁を伺いますと地産地消という部分に取り組んでおられるんだということは分かりましたけども、それが全てなのか、

それ以外にもですねこれ学校給食の充実、これに向けてどんな視点やそれから取り組みたい要素がお持ちなのか、ちょっとその辺をですね確認をしたいんですがいかがですか。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

上山教育課長。

○教育課長（上山 善也） それではお答えさせていただきます。給食センターのほうではですね、円滑な運営をということの中でですね、運営委員会というのを設置してございます。また、その運営委員会の中にはですね部会というのも持ってございます。そういった中でですね、運営委員会につきましてまたその部会についてはですね、学校の給食センターの担当の教諭また保護者の方が委員としてなっております。そういった方々からですね給食センターのメニュー等につきましてご意見等を頂戴することがございます。そういったご意見にですね可能な限りセンターとしてお応えできるものはお応えさせていただいる状況がございます。まあ2年ほど前になるかと思いますが、そういった運営委員会の会議でですね、保護者の方から食材についてですねご意見がございました。どういったかという、その調理中にですね使う塩や砂糖、そういったことが天然のものにはできないのかというようなご意見がございました。まあセンターとしてもですね、そういった意見に賄い材料費の中でですねできる限りそういう対応ができるということであれば検討していきたいという中で、栄養教諭を中心に考えた結果ですね、塩については今現在天然塩を使っておりますし、砂糖についてもきび砂糖というようなことを使用しております。まあそういったことで色んなそういう保護者等の意見からできる限り採用できるものについては採用させていただいるところでございます。以上です。

○議長（前川 勝） 当局の答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） おっしゃるとおりでですね、実はですね、この多気町の学校給食というのは全国の自治体の中でも先頭集団を走ってる、そういうふう

に思ってるぐらいなんです。と言いますのは、今回農作物の現状について尋ねていますが、今おっしゃったように調味料ですね。で、2年前保護者の方が申し入れてそれをきちっと栄養士さんが考えていただいて実践していただいている。塩・砂糖以外にもですね、料理酒これも地元酒屋さんに清酒をお願いをしています。炒め物に使う油も米油を使っています。それから出汁についてもカツオ出汁を使っています。で、こういった素晴らしい取り組みが要望を出した保護者の耳にも一切入ってなかったと。いうことは非常に悲しいことなんです、こういうことを実践してること自体がですね、素晴らしいことだということをぜひ多気町の学校給食センター然り教育委員会然り、多気町としてですねもっとしっかりと認識していただいて、だとするとですね野菜にこれ一步、有機野菜を使うと一步踏み込んだことは、ものすごいことなんです。調味料がこういう時点で一步進んでるわけですから、野菜をもっともっとそういうふう近づけていこうと思えばですね、これ先ほど千葉県の事例も示しましたがけれども、同じようなですね多気町もっと全国にこんな食の町多気なんだと言えるような学校給食だと思いますので、ぜひですね今回の土力の会と野菜の評価もですね、そういう意味でこれをぜひ一步二歩続けるためにですね給食センター、多気町教育委員会としてもですね、農産物の県内産 100%を目指しますとか、あるいは有機農産物や特別栽培農産物をもう少し増やしていきますとか、そういった明文化されたものが何か必要なんだろうかというように個人的には思うんですが、必要についていかがでしょうか。どうお考えでしょうか。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） お答えさせていただきたいと思います。先ほどの明文化というところですが、まず先ほどおっしゃられました多気町の給食のアピールというところで様々な媒体を通じてしていくことがまず第一歩になるのかなというふうに思います。その後に、様々なご意見等頂戴をしたうえで、次のステップかなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） ぜひですね今先ほど言ったようにですね、保護者の市民グループも立ち上がってますし、土力の会ははじめですね町内の熱心な農家の方もですね、こういった学校給食に今関心を持っていただいていますので、ぜひそういった方々と一緒にですね、そのPRの仕方ですとか町民の方々にお知らせすることですとかですね一緒に考えていただきたいなと、そんなふうに思います。あの別にこれは全部ですね教育長や教育委員会がやらなければならない、全部お任せしますということではありませんので、ぜひそういったこともですね一緒に、ぜひ引き込んでいただければと思いますのでよろしくお願いしたいと、そのように思います。

3点目ですが、土力の会は、農水省が有機農産物の原則としている化学合成農薬や化学肥料に頼らず、土壌の持つ力を活かして環境への負荷をできる限り少なくする農法を実践していますが、有機JAS認証を取得していないために、今回給食に導入された野菜は「有機野菜」という名称を使えないことになります。

しかし今回のように生産者と栄養士さん、それから給食センターの職員、農林商工課の担当職員が同じテーブルを囲むことができたことで、野菜の生産方法や品質管理についてお互いに理解を深められ、JAS認証が無くても同レベルの野菜であるとの認識に至ったのではないかと推測しているのですが、有機農業の振興という点において有機JAS認証をどのようにお考えですか。見解を伺います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

達農林商工課長。

○農林商工課長（達 武彦） それでは、ご質問にお答えをさせていただきます。

有機JASの認証につきましてはですね、認証の手続きの手間や費用面、それから生産方法の管理などですね、個人の生産者にとってけっして簡単なものではございません。その認証を取ることが有機農業の振興につながることは

考えてはおりません。今回の土力の会の取組みのようにですね生産者と消費者が直接つながり、地元で認められることによって活動が広がっていくことが大切だと考えております。以上でございます。

○議長（前川 勝） 当局の答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） あくまでまあ有機農業振興プロジェクトとしては、有機JAS認証が必ずしもそれを取得することが目的ではないというようなご回答でした。まさしくですね、これを取得するかどうかというのは課長もおっしゃっていただいたように、小規模の農業者にとってはかなり負担の大きいものでございます。それはもちろん、事務作業、管理作業、そういったものもありますけどもやっぱりコストのかかることでもありますので、それを目標にされてる方とそうでない方と、まあそれは農家さん個人がですね判断に委ねざるを得ないだろうなというわけなんです。今のご回答ですとですね、では生産者にどのような応援、サポートを具体的にしていくのかについてもう少し詳しくですね答弁いただきたいと、そのように思うわけですがいかがですか。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

達農林商工課長。

○農林商工課長（達 武彦） 有機農業の振興プロジェクトを今進めておりますが、基本的には安定的にですねそういう給食センターへ農産物を提供できるような仕組みですね、そういう仕組みができるように、そういう広がりができるようにですね研修会等を開いて仲間づくりを行っている。それと色んな有機的な農業をされている方が団体もみえますし個人もみえますが、そういうネットワークを広げていくということによってですね、そういう消費者それから生産者が繋がっていくということをですね、そういうことで支援をしていきたい。それに伴ってもしJAS認証を受けたいというような方がですね出てきたら、積極的なまた支援を行っていくというようなことに繋げていきたいというふうに考えております。

○議長（前川 勝） 当局の答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） 非常に今回ですね、この通告書にあたって僕も色々勉強させていただきましたけれども、一般の方にとってはですね非常に難しい話だろうと思うんですね。特に、学校給食となると子供ですとかその保護者さんですとか、その方々にも同じような「このような農法です」とか「このように作られたんです」ということもですね、しっかり知っていただく、そのようなことが今有機農業振興プロジェクトにおいても必要だろうと思います。巷を見ますと有機野菜が並んでおられると。それと今回の土力の会の野菜、どのように違うのか。そしてまたですね、毎月学校では献立表が子供達、家庭に配られますけれども、果たして今回のような土力の会のような野菜は地場産メニューとして単純に地元の野菜を使っておられますという案内の仕方でいいのかどうか。その辺についてもですね、しっかりとこれ保護者の方に知っていただかないと、非常に実は立派に農家の方も頑張っておられて非常に先進的な取り組みであったとしてもですね、なかなか町民には伝わらない。それでまた、お子様がですね自分が食べているものはそういうものだと、まさに学校給食というのは食育ですから、そういった農法で作られてるんだということが今度は教育としてどのように伝わってるんだろうかということもですね、これ非常に大事なことであります。で、今のままですとおそらく地場産メニューにこの食材、ナス・野菜が使われましたと一言で片付けられてしまうような恐れがあるのかなと心配してるわけですが、その点についていかがお考えでしょうか。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

上山教育課長。

○教育課長（上山 善也） それではお答えさせていただきます。給食センターのほうではですね、栄養教諭がですね各小中学校のほうに出向いて、食育について授業をしていることがございます。そういった中でですね、学年によって色々授業の内容は違うわけですが、まあ例えば低学年ですと栄養のバ

ランスとか好き嫌いなく食べようとか、そういったことなどですね授業で栄養教諭がしております。そういった授業の中でですね、地産地消とかですね地場産メニューのことについてですね、まあそういったこともですね授業の中でできてけるんではないかと考えておりますので、そういった中でそういう地場産メニューについては土力の会さんの農家グループそういった団体のを使用もしているというようなこともですね、授業の中ではそういったことも報告というか児童生徒に伝えていけることは可能なかなと思っております。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） 先ほどの答弁でも、学校給食センター運営委員会というものがございます。これは、PTAの代表の方やそれから学校関係者、教育長交えてですね定期的に行われておりますが、このメンバー表を見ると学識経験者という名はありますけれども、生産者の側からの出席というものが、ちょっとまあ僕もその会には参加したことがありませんので、実際にはどうだったかということも伺いますが。そのような場はですね非常にそういった地元の農業の様子なんかを知るいい機会かなあと。もちろんそれだけではなく、子供たちの日々の学校教育の中で農地に見学に行ったり農家のおじさんをお呼びいただいてですね学んでいただくということもありますが、保護者の方との接点という意味ではすでにそういった委員会ございます。で、そこでですね、2年前、調味料の話があがってきたとすればですね、やはりそういった場でですね、じゃあ食材については農作物はどうなんだろう、お米についてどうなんだろう、パンはどうなんだろう、という議論もですね、やっぱり単に集まってご意見いかがですかではなかなか建設的な意見も難しいだろうなあと思いますので、例えばそういうところに生産者の側からもですね少し皆さんに提案がありますというようなこともですね受け入れられるような、ちょっともう少しオープンな会にできればというふうな期待も個人的には思っていますが、その辺についてご意見あれば伺います。よろしくお願いします。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

上山教育課長。

○教育課長（上山 善也） ご質問にお答えさせていただきます。運営委員会において、学識経験者ということで現在は校長先生のOBの方などをですね、学識経験者として委員会のほうへ出席をお願いしておるところでございますが、志村議員言われるようにですね、今後そういった委員会の中でですねそういった生産の方々の意見というようなことで、そういった方についてもですね今後出席については検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（前川 勝） 橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） 私のほうからも一言お答えのほうさせていただきたいと思います。学校給食法の中にも、学校給食を活用して食に関する指導を行う際には地域の産物を活用するなどの創意工夫を通じて、地域の食文化や産業、自然の恩恵に対する理解を深めることというふうなことで規定をされております。その中で、工夫の中に先ほど志村議員が言われたような生産者の方の声を聞く、またそれがこういう機関だけ私達だけが聞くのではなく保護者の方も聞いていただくような機会を設けるとするのは非常にこう私全く考えていなかったようなアイデアを言っていただきました。他にも様々な進め方があろうかと思えます。そこら辺をまた検討しながらしっかりと進めていければなというふうに考えております。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） ただいま教育長からもこのような答弁いただきましたので嬉しいかぎりでございますが、教育長にですねそうするとですね、ぜひですね今回のこの一般質問を通じて訴えたいことはですね、その学校給食は地元の農業振興にものすごい影響を及ぼしている、あるいは地元の農業を変える力を持っているということをですね、ぜひ教育長、教育課長にもですね、ぜひその辺の認識を入れていただきながらこれからの運営をですね図っていただきたい

い。そのように思いますが、教育長いかがですか。

○議長（前川 勝） 答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） お答えさせていただきます。地元の方の力、農業振興にもなってく、当然まあ地元の食材を使わせていただくことだけではなく様々な影響力が学校給食にはあるということが、今日のまあ考えさせていただく中でお答えさせていただく中で感じさせていただいた部分でございますので、このことにつきましては、積極的な取り組みというのが広報もそうです、委員会の中でも実際にはどういうふうな話し合いになるか分かりませんが、そういうふうな取り組み、様々な取り組みを通す中で教育委員会あるいは給食センター等を中心にしながらしっかり進めていこうかなというふうにこう考えております。以上でございます。

○議長（前川 勝） 当局の答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） ぜひですね、検討いただくということですので検討いただいて、実際どのような変化があったかということの報告もまた尋ねてさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

じゃあ、4点目でございます。有機農業の推進において、今回のような学校給食や保育園の給食、そして高齢者施設など、公共調達による食材を有機農産物に転換していくことは非常に効果的であるし、農水省もそれを支援しています。今後の見解を伺います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

達農林商工課長。

○農林商工課長（達 武彦） 町は有機農業を推進はしていますが、慣行法での農業を否定している訳ではございません。生産者によって土づくりや栽培管理の方法に違いがありますし、作物によっては農薬を使わないと量産できない作物もあると思います。公共調達の食材についてはですね、出来る限り先ほどの

話にもありましたが地元の生産者がですね作る農産物を使っただく、顔の見える方の農作物を使っただくということが大切だというふうに考えております。

○議長（前川 勝） 当局の答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） 公共調達という視点から見たらこれは農林課長だけの見解ではなかなか難しい答弁だというふうに思いますので、町長にも少し伺いをしたいなと思うんですが。この公共調達ですね、これが、まあ食の公共調達に限りますけども、地元の農業振興に非常に大きな影響を与えるというようなことですね、多気町の農業振興、町長も有機農業もっと推進していくんだというようなことをかつてありましたように、これからをそういう推進をしていくにあたってですね公共調達、学校給食や高齢者施設、今日は話に触れませんでしたけれども保育園の給食もそうですが、そういったことをですねぜひそういったものに転換していく、これが非常に農業の振興にはものすごい影響を及ぼす。まだこれは概算ですが、令和3年度で学校給食が約7200万円ほど、保育園が3300万円ほどですと、まあ1億を超えるお金がこの食の公共調達として動いてるわけですので、その何割かをですね、そういった農業振興を意味を深めていければさらによいかと思いますし、やはり自治体が公金をつかって食を調達するんだというときには単純にコストだけではなくて、やはりそれがどのように生産されているのか、そして地元の農業がこれからどのように持続していけるのか、そのことも鑑みて調達を図っていかなきゃならないだろうなあと、そのように思いますので見解を伺いたいと思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） お答えさせていただきます。まず志村議員、それから以前にも木戸口議員も、よくそういう有機のことについておっしゃっていただきます。私のほうも7年ほど前からかな、特に有機農業についてはプロジェクト

を作って推進をせえということで担当課のほうにも言っております。以前は伊勢芋とそれから次郎柿をプロジェクトでやっと思ったんですけど、今言いましたように7年ほど前から有機も加えて毎年100万円以上の支援金を出しながら研究をしてもらっています。相可高においても、そういう有機への取り組みということで秋田大学からそういう装置を借りて作る野菜は以前は空芯菜でありましたけれども今度はバジルオイルを地元の企業さんと連携をしてという取り組みをしとります。もう誰が考えても有機がダメだということはないと思うんですけども、まあ実際には土力の会も含めてそうなんですけども、いざ取り組むとなるとなかなか難しい部分があります。以前、多気町にはバイオガス発電から発生する液肥を活用して多気町の8つの集落営農の皆さんに活用していただきました。何が良かったかといいますと、全然化学肥料を使ったコメ作り、それから麦もそうなんですけども作るよりもそれを使ったほうが良かったとおっしゃってました。まあこれからそういう大量にいる部分について特に取り組んでいかなければと思います。先駆的にやっていただけてますのは多気町ではこれまでコメについては肥料は化学肥料やなしに牛糞やそんなんをやると。それから草を生やさないために米ぬかを田んぼに全部まくと。ぬかをまいて小っちゃいときは草生やさない。それで大きくなってきたらジャンボタニシ、これいいか悪いかまあ別にして、で全然除草剤をやらない。こういうことで以前私が介護施設へちょっと勤めとったときに、有機で作られたコメを使ってくださいという事務所のほうへ掛け合いまして、1俵2万円で年間だけやってもらいました。本当にあのデイを利用されてる皆さんは美味しい米やと言われてましたけども、ただ当時1万円ちょっとのお米がやっぱり2万円となるとなかなか維持してやってく継続して事業所運営というのは難しいということもありました。ま、何を言いたいかというと、それぐらい有機で食べたものは美味しいもの、また体に悪いというような状況は無かった、そう思います。今後もそういうのを継続してしていきたいと思います。ちなみに、VISONというのが先般オープンしました。あそこで提供される食材というのは、全部有機をと

ってます。これは私のほうからお願いをして、多気町は食の町やってます、で、あそこはもともと食と健康のまちづくりをしていきたい、そのお願いで来ていただけてます。伊賀のほうの愛農会から材料を仕入れられてます。土力の会だけではなかなか難しい、材料揃えるというのは今回活用できなかったんですけども、今後議員おっしゃっていただいたように町のほうももっともって地元の団体組織の皆さんにお願いをしながら、そういう取り組みを進めていきたいと思うってます。ぜひまた議員のほうからもお力添えをいただきたいと思うってます。一番、以前から私、他の議員さんのときにもお答えをさせてもらっておりました。やっぱり、子供たちはまあ大人も今そうですけども、アレルギーになったりアトピーの皮膚炎ができたりというのは、まあ自分そんな科学者じゃないんで分かりませんが、やはり食の影響が強いのかなあと。まあ自分の子供の頃は、これも以前からよく言うところの親父が人糞やそれからどぶを畑にまいて物を育て取った。だからアレルギーなんて聞いたことなかったんですけども、今は多くの子供たちが食アレルギーになってます。やはりそれは、もしかしたらその辺の原因があるのかなあとと思います。ぜひ今後も町のほうもそういう取り組んでいきたいと思います。もっともっと広がっていければと思っていますので、ぜひ側面からご支援をいただきたいと思います。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） 最後にもう1点だけ町長に。今、熱心に答弁いただきました。非常にですね、これから前向きにということはまあ以前から木戸口議員の質問に対してもですねそのようにお答えいただけてるもので分かっておりますが、この公共調達に関してですね、食の公共調達に関して先ほど学校給食センターの現場もですねなかなか地産地消という範疇以外にですね、なかなかその有機とか特別栽培農産物とかいうところまで、なかなかそのそれを優先的にするということまでまだ指針がない。そういうものが無いもんでなかなか難しいんだという現場の状況もございます。町長自身は多気町において100%

有機というのはなかなかそれはもう現実的ではないと思いますので、慣行農法と共存していく、そういったことで踏まえてですね、公共調達のあり方、きちっとしていくべきだと思うんですが、それが必要かどうかだけ最後お願いします。

○議長（前川 勝） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 必要かどうか、言われましたので、絶対必要であります。

ただ、町のほうで公共でしてくのに結構金額的に高い部分も高価な部分になる部分もありますので、その辺をどうしていくか。全然減らすという思いは全然ありませんので、取り組んでいきたいと思います。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） 質問をこれで終わります。

○議長（前川 勝） 以上で、志村議員の一般質問を終わります。

○議長（前川 勝） ここで、休憩をとりたいと思います。40分より開始ということで、再開ということですのでよろしくお願いいたします。

（5番 松木 豊年 議員）

○議長（前川 勝） それでは、3番目の質問者、松木議員の質問に入ります。

5番、松木議員。

○5番（松木 豊年） 松木豊年です。一問一答方式で、新型コロナワクチン接種について、熊野古道女鬼峠の保存、逢鹿瀬廃寺について、天啓交差点への信号機設置について、以上3つの内容で、一問一答方式で質問をいたします。

まず、新型コロナ対策であります。ワクチン接種を迅速にすすめること、2点目としてPCR検査を広範囲に行い感染者の隔離・保護・治療で感染拡大を封じ込めること、3点目として補償をしっかりと行う、この3本立ての取り組みが一体となって進められることが求められていると思います。

以上この３本柱の取り組みのうち、ワクチン接種について限定して質問させていただきます。よろしくお願いします。

まず最初の質問ですが、65才以上の方のワクチンの接種についてでございます。対象となる4798人のうち、接種者の人数、これはまだ1回目の方がほとんどだと思いますが、1回目で結構ですので、接種された方的人数、そして予約が済んでおられる方的人数など、進捗状況についてご説明をください。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） それでは、先ほどの松木議員のご質問にお答えいたします。まず、接種済みの人数ということでいらっしゃいますが、6月10日時点で、1回目の人数は653の方が接種を済ませてみえます。また今後の予約状況も含めた進捗状況ということですが、こちらですが1市3町の高齢者接種予約枠といたしまして、6月1日時点では、7月末までの枠としまして集団・巡回で33,024回分、また個別医院も合わせますと98,078回分の準備ができております。これは、1市3町の高齢者接種目標である7割を上まわっている状況です。次に、予約状況につきましては、集団接種におきまして、巡回接種の分も含めました集団接種としましては6月3日の時点で総計12,534人分となっております、こちらは1市3町の総数の18.8%となっております。また、多気町民は1,172人が予約をしております。こちらは多気町発券数4970人の分の23.6%というような現状でございます。

また、個別医療機関の予約状況につきましては、5月31日の時点で医療機関へアンケート調査をしております。5月22日から7月の接種済みも含めた予約状況につきましては67,054回分にあたります。これは、1市3町の総数の48.9%であります。また6月より、松阪中央病院、済生会病院が個別医療機

関に加わりまして、かかりつけ患者等の接種を6月7月で2,480回を追加接種いただくということが6月に入って決まっております。

当町の接種におきましては、6月3日時点で総予約人数、5月の接種済み分も含めましてですが、集団接種が1,172人、高齢者の施設接種予定者が233人、各医療機関の接種におきましては今回の1市3町の予約調査よりの推計ではございますが、2,362人の予定といたしております。個別接種の推計が不確実ではありますが、こちらの予約率は計画の7割を超える予定となっております。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松本議員。

○5番（松木 豊年） 私が質問したのは、多気町の中での人数だけを聞きましたので、松阪全体は省いていただいて、ちょっとシンプルにもう一度接種を終わられた方の人数、それと予約をされている方の人数、この点だけ端的にお答えください。

○議長（前川 勝） 答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） すみません。では、高齢者の接種済みということでは、6月10日時点で1回目を653名が終わられております。こちらですが、登録した分ということになりますので、うちのほうに予診票等で登録をしておりますので、登録していない部分は含まれてませんので、まだあるかとは思いますが、一旦登録をして把握をしている分ということで、653人分です。また予約状況におきましては、集団接種が1,172人、高齢者の施設接種は予定が233人、また個別接種については推計ですが2,362人の推定とさせていただきます。合計、こちらの予約率を見ますと計算させていただきますと、75.8%となっております。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） ありがとうございます。これからの予定も含めてですが、これまで実施、受付などをされてですね、色々問題点も感じておられる点もあるかと思います。これからの予定も含めて、改めて解決すべき課題などがはっきりしているものがあればですね、その点をお示しいただければと思います。

○議長（前川 勝） 答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） これからの予定といたしましては、BANKY
O会館におきましては、7月12日からコールセンターにおいて電話とWEB
で8月9月の予約を始めます。早く受けていただくには、クラギ文化ホールや
個別病院での予約を現在お勧めさせていただいているところです。

また、課題におきましては、接種を受けたいのにも関わらず困難な方、例えば、予約方法がわからない、行くための手段がない等々の方々がみえる可能性があります。このような高齢者に対しましては、まず1市3町のコロナワクチン室におきましては接種の予約のお助け対応として、接種予約の代行予約を6月中実施されます。また別にて当町におきましては、健康福祉課で相談を受け付け、支援をしていきます。6月中旬から下旬にかけて、ケアマネージャーや民生委員に、実施を希望しているにもかかわらず行動に移すことができない方が見えたら、連絡をいただけますよう協力要請いたしまして、ワクチン接種を担当している係と包括支援センターで接種できるように支援をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 今おっしゃっていただいた、なかなか希望しているにもかかわらず予約ができないとかですね、あるいは自力で接種会場に行くことができない方というのが相当数おられると思います。実施をして色々苦情の電話

も問い合わせも含めて役場のほうにもあったというふうに伺っておりますけれども、私のほうに色んな形で寄せられている苦情もですね、例えば3時間半予約の電話をかけ続けたけども繋がらなかったとかですね、そういう100回以上電話をかけたとか、そういう方が結構おられました。でもまた、それをやる人はですね、何とか予約の枠に入れるようにたどり着く努力ってのをされるまだ力がある方だと思うんですけども、そういうこともできない方がかなりおられると思います。ですので、おっしゃっていただいたような、いわゆる情報弱者と言われる方達へのアプローチをですね強めていただく、そういうことが非常に重要なことではないかと思っています。ぜひあの、例えば書面を通じてアンケートを取るとかですね、今までのやり方ではないやり方も色々全国の自治体では工夫をされてるのがいっぱいあると思いますので、それらを参考にしてぜひ取り組みを強めていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） ご指導ありがとうございます。包括支援センター、また地域の福祉を担う社会福祉協議会とも相談をしながら、どういうふうにしていったらいいのかというあたりも検討も加えまして進めていきたいと考えます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 次に、特別養護老人ホームだとか、介護老人保健施設など、その入所施設でのワクチン接種の状況についてお尋ねしたいと思います。先ほどの65歳以上の方の質問とも重なる部分もありますが、この施設の中での取り組みについてですね、入所者と職員への接種状況について、これ切り離してご説明をいただきたいと思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 高齢者施設としては、町内 8 つの高齢者施設があります。こちらのほうは 5 月 10 日から利用者及び職員の接種が始まっております。2 回目の接種終了は、最終の施設が 7 月 9 日の予定であり、早い施設では 6 月 9 日で終了している状況です。優先接種の接種順位では、3 番目であります高齢者施設の従業員におきましても、施設内で嘱託医等が接種する場合は特例として従業員にも接種することができます。クラスター対策として、すでに町内全高齢者施設におきましては同時に従業員も接種をさせていただいております。接種計画の中では、利用者 376 人、職員 371 人について接種計画を立て、接種計画のもと順調に進めております。6 月 10 日現在でございますが、1 回目の終了が高齢者で 325 人、86.4%、2 回目の終了が 1 施設はすでに終わっておりまして、23%終了というのが現状でございます。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5 番（松木 豊年） 改めて言うまでもありませんけれども、町内においてはクラスターの発生する危険性の高い施設としては高齢者の入所施設があげられると思いますので、それらについて重点的に早く取り組みを進めていただくことを重ねて申し上げたいと思います。

最後に、ワクチン接種の問題で、多気町の職員の皆さんへの接種について伺いしたいと思います。まず、職員の皆さんを対象にした実施計画あるいは考え方のようなもので現時点でまとめられたような内容があればその内容についてご説明をいただきたいと思います。そして併せて、いわゆる副反応によって業務を休まざるを得ない場合の取り扱いについてどのように考えておられるのか、ご説明ください。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

岡井総務課長。

○総務課長（岡井 一宜） それでは松木議員の質問にお答えさせていただきます。まず 1 つ目の、多気町において職員のワクチン接種実施計画というものは

策定しておりません。ただ、接種時の対応として、「医療従事者等に該当する地方公務員に関しては有給や職専免でなくて職務であるというふうに整理して差しつかえない、また、以外の地方公務員に関しましては常勤・非常勤を問わず、会場への往復時間も含めて接種に要する時間については職専免について適切な対応を」との通知を総務省のほうからいただいているため、町としてもそれに準じて対応したいと思っております。

続いて、副反応が発生した場合の対応なんですけれども、こちらに関しても国からの通知により、「常勤・非常勤を問わず有給の特別休暇、また加えて職専免についても適切に対応するように」といただいております。そこで町としては、職員や家族のコロナウイルス感染が疑われる場合の対応時に特別休暇扱いとしたことから、同様に有給の特別休暇として対応いたします。以上となります。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 今ご説明いただいた、医療従事者に準ずる職員という方は町内ではどのような方が該当されるのでしょうか。

○議長（前川 勝） 答弁を求めます。

岡井総務課長。

○総務課長（岡井 一宜） 多気町の職員における医療従事者等というのは、先ほどの健康福祉課長も含めた保健師たちになります。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） そうすると、保健師さんというふうに限定して考えてよろしいんですね。

よろしいんですね。ありがとうございます。

副反応で仕事に出られないという場合の措置については、総務省からの通達が出てると思います。で、副反応だというふうにはっきり断定できない場合で

も、風邪症状などがあった場合も、有給での特別休暇に該当するというふうにもこれも明確に述べられています。併せて重要なことは、この取り扱いについてはですね、通達そのままちょっと読ませていただきますと、「町内のイントラネットへの掲示、職員宛ての通知やメールによるお知らせ、状況に応じた庁内会議での周知などの適切な方法により、職員に広く周知いただくこと」ということがこの通達の中にも明記されております。例えば、職員の実施計画は持っていないということでしたけれども、それぞれ職員の皆さん個々にこれから65歳以下の方が対象になってくると思いますので、個々に行ってくださいというふうになりますと仕事が成り立たなくなる場合もあると思いますので、厳密な計画というよりも色んな希望などを取り寄せて業務がスムーズに回るようなことはそれぞれの部署で必要だと思いますので、ぜひ検討をお願いしたいことと、もちろんこの接種については任意ですので、接種をしないという職員さんがおられてもそのことで差別的な取り扱いをしてはならないというのがもう明確に示されていますので、そうしたことも含めてですね、副反応が出た場合の対応、その特別の有給休暇があるんだってということもよく示していただいて、積極的に職員の皆さんに応えていただく。このことは非常に大事なことだと思います。多気町の職員さんに対してもそういう対応をしっかり役場とってるんだということがわかることで、多くの町民の皆さんにも安心感を持っていただけるようになると思いますので、ぜひその周知をするということもお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

岡井総務課長。

○総務課長（岡井 一宜） まず副反応が通常の風邪症状等の疑わしい場合に関しても、議員言われたように、疑わしい場合であっても特別休暇を認めるという方針で進めていきます。それと、職員への通知の関係でございますが、65歳未満の方がこの後接種が始まってくると思います。我々職員もその対象に入ってくると思いますので、この後、課長会議それから庁内のLANシステムなん

かを利用して職員のほうには通知をしていきます。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 緊急事態宣言がですね、20日で解除されるんじゃないかというような報道もありますけれども、今日の朝刊を見ますと、解除されてワクチン接種が進んでもですね、8月にはまたその東京では流行が再拡大する危険性が非常に高いということと、その場合には緊急事態宣言をもう1回発することが避けられないっていうことが、京大の西浦教授の試算として9日の厚生労働省の専門家会議の中でも示されたというような報道も出ていますので、私はやはり3本柱の取り組みとそのワクチン接種、積極的に進めて何とかここを全力をあげて乗り切っていくことが大事だなということを改めて強調して、次の質問に移らせていただきます。

熊野古道女鬼峠についての質問です。この女鬼峠については、保存会の方々が中心となって、展望台の設置や峠道の整備・清掃活動が行われ、貴重な文化遺産の保存活動が行われて今日に至っています。先般、保存会の要請を受けて県の文化財の保護課の担当者が現地確認に来られたというふうに伺っております。今回の現地確認の目的やその確認によって明らかになった内容について説明をお願いしたいと思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

上山教育課長。

○教育課長（上山 善也） それでは、松木議員のご質問にお答えさせていただきます。今回の現地確認では、女鬼峠の現在の状況の確認と、保存会がウォーキングで案内をしている明治以降の道と江戸時代に使われていた道のルート確認を行いました。明治以降の道は保存会の方が整備をいただいております。歩きやすくなっておる状況でございます。途中、議員もおっしゃっていましたが展望台もあり観光資源として活用もされております。県文化財保護課の担当者からは、江戸道と明治道どちらもですね歴史的価値のあるものという

見解でございました。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 江戸道っていうのがあるということを確認していただいたというご説明だったと思いますけども、今まで女鬼峠について多くの方ご存知の方もいらっしゃると思いますけれども、ちょっと写真を持ってまいりましたので簡単に説明させていただきます。ちょっと見づらいかもわかりませんが、これあの轍跡っていうのが残っているところです。で、峠のちょっと手前のところにちょっと平たくなってるんですが茶屋跡っていうこれ看板も立っていますけれども。で、切通ですね、これを昔の人が人力で切通をしたということです。切通を渡って峠を渡ってちょっと下りていくところに、如意輪観音像の祠があります。ちょっと右のほうに首をかしげている特徴のある観音像だっているふうに言われています。で、展望台もちょっとあの宮川まで見渡せるような景色、ロケーションのところにちょっと整地されていまして、先ほど見ていただいた茶屋跡のところからちょっと尾根伝いに登ったところに整備されている、こういうような状況です。で、この女鬼峠なんですが、保存会の方がその江戸道もあるんだっていうことで確認をしていただいたということですけれども、もともとはですね歴史の道百選で文化庁で78件が1996年に選定されて、2019年にも女鬼峠も含めて17件が追加登録された、追加選定された、まあそういう歴史的な価値のあるもので、保存をもっと強めていくということが非常に大事だと思います。で、関係者の皆さんのお話を伺いますと、熊野古道が世界遺産に登録されておりますけれども、この登録はツツラト峠よりも向こう側しか登録されてないんですね。で、伊勢路の始まりは玉城町からなんですけれども、最初のお伊勢参りをして今度は熊野参りをする参詣道を通ってくる最初の峠が女鬼峠なんです、一番目の峠が。ですので、追加で世界遺産登録をすべきだという考えをお持ちの方で非常にこう保存しなきゃいけないというそういう運動もされているように伺っております。ですので、この保存会を中

心に頑張っておられる保存運動を、町を挙げてしっかりした運動にしていくことが求められていると思いますけれども、今後どのようなことを取り組んで保存運動をしようとされているか見解を伺いたいと思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

上山教育課長。

○教育課長（上山 善也） それでは、ご質問にお答えさせていただきます。文化財の保存活動につきましては、歴史的な価値などを正しく理解しながら郷土の歴史や文化への関心を高めていく必要があると考えています。女鬼峠につきましては、現在も活動されています女鬼峠保存会の方々が中心となって行っていただければと考えております。今後、町指定文化財になった場合はですね、保存活動の取り組みなどに対しまして、町として支援していくことが可能であると考えております。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 先ほどお話のありましたその江戸道についてもですね、現地確認をしていただいたということですが、必要な学術調査なども行って文化財として登録ができるようなことをですね、町としてもぜひ力を入れていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

上山教育課長。

○教育課長（上山 善也） それでは、お答えさせていただきます。議員おっしゃっていただきましたように、江戸道、明治道がございまして、明治道につきましては先ほど議員の資料のように轍の跡があつたりということでまた保存会の方も整備されているということでなっとるんですが、江戸道についてはですね、今回の県の担当者も確認のほうさせていただいたんですが、非常に土が埋まっていたりとかですね、まあ危険な箇所もあつてですね、道自体がどのようになっているのかという不明な部分も非常に多うございます。今後は指定と

いうふうなことになるばですね、そういった不明な部分もですね色々こう専門家を通してですね調べる必要があると思いますので、まあ今後専門家などの意見も聞きながらですね検討していくということになると思います。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） ぜひ学術調査なども積極的に行って歴史的なその価値をしっかりと継承して保存できるように努力をお願いしたいと思います。

併せて、その女鬼峠を下ったところにですね、相鹿瀬方面に下ったところに逢鹿瀬の廃寺があります。ちょっとこれも写真を用意しましたけれども。奈良時代にあった伊勢神宮が造ったお寺だって言われてますけれども、こういった瓦が出土されていて国立歴史民族博物館にこれ所蔵されているものをちょっと写真を撮ったものですけど。かなり大きなお寺だったというふうに言われています。これについても保存をしていくためには調査が必要だと思いますけれども、これについてもお考えはいかがでしょうか。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

上山教育課長。

○教育課長（上山 善也） それでは、ご質問にお答えさせていただきます。現在、逢鹿瀬廃寺につきましてはですね、調査することは考えておりません。まあしかしながらですね、逢鹿瀬廃寺の歴史的な意義、文化財的な価値を町内外にですね情報発信しながら、多くの方に文化財に触れて学ぶことができる機会を設けながら、文化財の大切さを感じてもらうことが重要と考えております。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） ありがとうございます。

それでは、最後の質問に移ります。天啓交差点への信号機設置について伺います。2020年の12月の議会でも、町道の拡幅工事が完了してさらに交通量が

増える、このことが予想されますので信号機の設置が急がれるということを指摘いたしました。5月の22日には交通事故が発生しております。たまたまですが、発生直後に通り合わせた方から通報をいただきまして、もう運転をしておられた方はおられなかったということで伺いましたけれども、車両の前のところがもうぐちゃぐちゃになっていたというようなことでした。まずこの5月22日の事故の状況について、説明をお願いしたいと思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

岡井総務課長。

○総務課長（岡井 一宜） それでは、お答えさせていただきます。5月22日に発生した事故の状況でございますが、四正田方面から役場へ来る車両と、神坂方面から相可へ向かう車両同士による出会い頭の事故でございます。その他の詳細及びその後の経過についての情報は捜査中ということで提供いただいていないというのが現状です。なお現時点での、前回も報告させてもらいましたが死亡事故は発生していないという状況で、あそこの交差点に関して平成28年から令和3年4月末までの人身事故の件数は5件という報告だけいただいております。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） すみません。5件の期間について今聞き取りづらかったのもう一度お願いしたいと思います。

○議長（前川 勝） 答弁を求めます。

岡井総務課長。

○総務課長（岡井 一宜） 申し訳ございません。平成28年から令和3年4月末でございます。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 以前にも信号機設置について松阪警察署のほうに要請を

積極的にされたというふうに 12 月の時にも答弁いただいております。そこでお伺いします。やはり拡幅工事が終了してですね、以前に比べてこれから拡幅後はですねやはり危険率、危険性が高まってくるというふうに私は思いますが、この危険性が高まってくるかどうかについての認識についていかがお考えでしょうか。お答えください。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

岡井総務課長。

○総務課長（岡井 一宜） 松木議員がおっしゃられるとおりに当然道が拡幅されれば走りやすくなるために、交通事故の危険性というのは高まるものという認識は持っております。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5 番（松木 豊年） ありがとうございます。以前にもその要請をされてなかなか実現していないのが現状ですけれども、これはあの町が独自に財政支出をして実施するようなものではないので、相手をお願いをして説得力をもって実行していただくという、その要請の仕方ですね。ですので、今まで駄目だったのももう少し要請の仕方についても説得力のある要請の仕方、工夫が必要だと思いますが、その点についてお考えがございましたらお願いしたいと思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 松木議員のほうから、説得の仕方とか言われたんですけども、絶対数から考えて警察のほうでは対応できやん、今の段階ではできやんということでしたので、これ以前におお答えをさせていただきましたけれども、町のほうとしてはまず警察の取り締まりをとにかく強化をしてほしいということを伝えて帰ってきました。ですから、時々あそこでは取り締まりをしていただいております。あとは周辺の見通しが良くなるように担当課にも含めて樹木の伐採なんかも含めて取り組んでおります。それと町民に対して、

啓蒙啓発を図っていきたい。「止まれ」というライン引きが引いてありますので、必ず止まるということをこれもう一丁目一番地でありますので町民の方々にも徹底していただきたいと思います。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 私の質問はですね、要請の仕方について工夫すべきではないかということなので、あの答えになっていませんので。もう1回答えてください。

○議長（前川 勝） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 要請の仕方というのは無いんです。絶対的に今の数字やそんなんで警察のほうから今は設置はできやんということでしたので。で、違う方法でお願いしますということで今申し上げたような内容であります。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） それでは改めて伺いますけれども、例えば今年度、松阪警察署管内で信号機の設置を計画している計画ってのはあるんですか、何箇所か立てるとか。そういうことについては要請の中で立ち入って聞いたりですね、あるいはもし計画をしているのであればその天啓交差点がそのうちどのぐらいの優先順位で考えておられるのかとか、というようなことをですね、要請の中でもっと具体的に聞き出して可能性を探っていくというのが一つの要請だと思いますが。そういう要請をされているかどうかについて伺ってるわけです。

○議長（前川 勝） 分かる範囲の答弁を。

久保町長。お願いします。

○町長（久保 行男） お答えさせていただきます。要請箇所とかそれから管内とか三重県内全体とかいうのを、むこうのほうから今ちょっと数字は覚えてないんですけども、聞かせていただいて我々も納得をして帰ってまいりました。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 今町長がおっしゃったのは以前の要請の中身ですね。

帰ってこられたっていうのは。これから、今年度も含めてぜひ要請をお願いしたいわけですが、その点をおっしゃってください。

○議長（前川 勝） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 三重県全体の中で設置件数が決まっておりますので、警察のほうからは今の段階で、県内もうすごい数を言われた、ちょっと今数字は覚えてないんですけど。もう議員と同じで我々も一日でも早く付けてほしいというのはもう数年前からあそこの部分には申し上げておりますので、そういう結果であります。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 事故が発生した直後でもありますので、改めて要請をしていただくことも含めてですね、粘り強い取り組みを強く要請して質問を終わります。以上です。

○議長（前川 勝） 以上で、松木議員の一般質問を終わります。

（10番 山際議員 議員）

4番目の質問者、山際議員の質問に入ります。

10番、山際議員。

○10番（山際 照男） 10番、山際でございます。議長の許可を得ましたので、みえ森と緑の県民税及び森林環境譲与税等を活用した町の林業施策について、一問一答方式で、町長並びに担当課長に質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。それでは質問に入ります。

三重県は、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」

を基本方針に平成 26 年 4 月から「みえ森と緑の県民税」を創設し、法人や個人から徴税、いわゆる年額 1,000 円でございますが、しております。そしてまた、国におきましても、平成 31 年 3 月に森林環境税、これは令和 6 年度から年 1,000 円の課税がかかるわけでございますが、環境税及び森林環境譲与税これは平成 31 年度からもう施行されております、の関する法律が成立しこれにより創設されました。ご承知のとおり森林は、国土の保全や水資源の涵養、地球温暖化防止、災害防止等、多様な機能を持っており、私たちは豊かな水やきれいな空気などの恩恵を受けております。最近、高齢化で林業就業者の減少というより携わっている方がいないのではないのでしょうか。私も、里山に住んでおりますので、わずかですが私有林を所有しております。また、字の区有林もあります。40～50 年前には出合で植林や下刈り、間伐をした記憶がございます。しかし最近、山に入った記憶がございません。手入れが滞っていることから荒廃しております。さらに木材の価格が低迷し、長年育ててきたにもかかわらず、その対価は、伐採、搬出といった作業で大半の費用を費やし魅力のある収入源とはいえない現状であります。そのような中、「温室効果ガス排出削減目標の達成」や「災害防止等を図るため」、さらに「災害に強い森林づくり」、「県民全体で森林を支える社会づくり」の趣旨で国及び県において林業施策が進められておりますが、そのような観点から次の項目についてお伺いいたします。

1 項目目でございますが、林業センサスやその他の調査によりまして町が把握している林業従事者数をお伺いいたします。そしてまた、今後の推移はいかにかお伺いいたします。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

達農林商工課長。

○農林商工課長（達 武彦） それでは、ただいまの議員のご質問にお答えをさせていただきます。昨年度行われました 2020 農林業センサスの速報値によりますと多気町内の林業経営体数は 6 件でございます。今後の推移につきましてはですね、2015 年の農林業センサスの経営体数が 53 件で、大幅に減少してい

ることを考えますとですね、まあこれ以上減少するのかそれかわ変わらないのか
というような推移だというふうに考えられます。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○10 番（山際 照男） まあ林業従事者 6 件ということですが、昔からですね林業を生業というところは少なかったかなあとは思いますが、冬場の寒気ですね山場へ入って炭を焼くとかそういうような形で林業に携わっている方が多くあったように思います。多気町の森林面積は町全体の 57%という区域、面積で占めてるんですけども、なかなかその標高の高い山とか標高の低い山っていうのが色々ありますから、そこら辺はどうかなという気はするんですけども。まあいずれにしても、林業というのは大事ですのでそこら辺を林業施策、今後も進めていただきたいというふうに思います。

2 項目に入ります。平成 30 年 5 月「森林経営管理法」が成立いたしました。平成 31 年 4 月 1 日に施行され森林経営制度がスタートいたしました。森林は、所有者の財産であるだけでなく、地域の人々の暮らしを支える公共財産でもあることでございます。森林経営の適切な経営や管理を求められておりますが、最近の山林の管理について、所有者が維持管理できない場合は、林業経営者に委託とか林業に適さない森林は市町村が直接管理という森林経営管理制度があります。森林環境譲与税が森林整備等の財源の枠組に充当するための創設ということもあることから、町における森林経営管理制度の実行性についてお伺いいたします。さらに、この制度の活用には区有林とかですね共同で持っている山林もこの枠組みに該当するのか、その点もよろしくお伺いしたいと思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

達農林商工課長。

○農林商工課長（達 武彦） 森林経営管理制度につきましてはですね、議員が言われましたとおり令和元年度から始まっております。多気町では初年度事業

化を目指しましてですね、区長会や森林所有者に対する懇談会での説明や、それから広報などを通じて周知を図ってまいりました。一部の集落での説明会なども行いましたが、事業化には至りませんでした。昨年度やっとですね、車川地区での森林所有者を対象とした意向調査を行い、約30haの経営管理権の設定をしております。今後もですね意向調査を集落、それから林班の単位で行いまして、境界の明確化や施業を行う予定でございます。共有山林についても調査対象であればですね同じ扱いとなりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○10番（山際 照男） なかなかこれは難しい制度だと思うんですけども、この私は自ら経営や管理ができない森林は市町村にご相談くださいという、こういうパンフレットがあるわけです。で、これは非常に森林を持ってる方、もうすでに都会へ出て山だけあるっていう方がたくさんあるわけです。こういう形は市町村がですね直接管理してもらったら非常にありがたいということなんですけども。こういう相談はどうでしょうか。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

達農林商工課長。

○農林商工課長（達 武彦） 具体的にその個別に相談をいただいたことはですね、数件ございます。ただし、この事業を施業までいくとなりますとですね、まとまった面積をまとめてするという方針によりますので、なかなかその個人でご相談いただいたときにですね、その周辺も見ましてそれが適切なのかということを確認をしましてですね、一部まあお断りをした部分もございます。先ほど言いましたとおりですね、施業等のことを考えますと集落それから林班の単位で事業をしていきたいというふうに考えております。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○10番（山際 照男） 確かに林業っていうのは衰退の一途をたどってるという

のではないかなあというふうに思います。まあ国有林を管轄するですね営林署自体も三重県にも亀山営林署、尾鷲営林署というのもございましたけども、それらがもうすでに廃止になっておりまして、もうすでに大阪の営林局っていうんか、もうそういうブロック毎の営林っていうんか国有林の管理もするぐらいですから、こういう自治体が管理するっていう部分はですね、まあ無理もない話なんですけども。ただ、こういう部分がですね、森林経営管理制度という部分がある限りはやっぱ自治体もそれなりの方策というんか、あるいは考えなければいけないんじゃないかなというふうに思ってるわけなんです。で、これは非常に、自治体が管理するっていうのはものすごい難しいと私も思っております。で、しかしちょっとでもですね、そういう芽を出していただくということであればまあ脱炭素じゃないんですけども、そういうような部分も貢献できるんじゃないかなというふうに思っておりますので、これからこの管理制度、活用していただくように努力していただければありがたいというふうに思います。

次にまいります。3項目目でございますが、最近では代が変わると山林の所有者自体、境界や場所等が分からないという所有者がいるのではないかと察せられるわけでございます。で、このような状況を回避するため、農地のように山林の地籍調査、まあ所有者の確認と境界の確認なんですが、ができないかと思う訳でございます。最近では現場へ立ち入らなくてもドローンというような機器がございます。そのような活用でですね簡易に出来るのではないのでしょうかという思いがありまして、その考えをお伺いしたいと思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

達農林商工課長。

○農林商工課長（達 武彦） 境界確認につきましてはですね、経営管理権設定の際にも必要となりますが、現在はトラブル等を防ぐ為にもですね原則立ち合いのほうをお願いをしております。境界確認についてはその後の施業のこともあり事業体に委託をしておりますね、ドローンの活用についてはですね技術的な要件等が整えば出来るかもしれませんが、現在は行ってはいません。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○10 番（山際 照男） これについても難しいところはあるんですけども、将来にわたってですね、ていうんか、そういう話っていうのはそういう林業経営ていうんかまあ県も含めてでございますけども、そういう話は出てるか出てないかというのはどうなのでしょう、今現在。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

達農林商工課長。

○農林商工課長（達 武彦） 三重県内で特にそのような話は出ていません。先ほど申し上げましたとおりですね、どうしてもその土地の境界のことになりますし、当日まあ代理の方でも結構ですけど現場へ来ていただいて、木直接ですねこの境界、ここを切るんやというところをですねマーキングするというような作業を現場で行いますので、原則現場で行うということが大切なことやというふうには思いますが、そういう技術的にですね図上で確認ができてそれを了承するようなことができてですね、ドローンを活用できるという技術的な要件が整えば、できると思います。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○10 番（山際 照男） 確かに課題はありますし、難儀なことであるとは思っておりますが、そういうようなこともできるような形のですね政策も考えていただければありがたいと。まあこの林業、環境譲与税、環境税ていうのがまた国の部分でも徴収されますので、そういうところへ貢献していただければありがたいなというふうに思います。

4 番へ入ります。今後、「みえ森と緑の県民税」と国の「森林環境税」の両方が徴税の対象になるわけでございますが、それともですね国が始まった場合、まあ令和 6 年度からになるんですけども、県税の見直しについて何か動きがあるのかどうかそこら辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

高橋税務課長。

○税務課長（高橋 学） 山際議員のご質問にお答えさせていただきます。令和6年度以降の「みえ森と緑の県民税」の動きについて、三重県のほうに確認させていただきましたので、ご報告させていただきます。みえ森と緑の県民税は平成26年4月から導入されており、この県民税の条例の中で、「おおむね5年ごとに、条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じる。」と定められております。それで、見直した内容につきましては、大学教授や有識者10人から構成されます「みえ森と緑の県民税評価委員会」に三重県知事が諮問をして答申され決定されます。今の段階では、次回は令和4年から5年にかけて見直しを予定するとのこととして、この国税であります「森林環境税」との兼ね合いについては、今のところまだ動きが分からない状況でした。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○10番（山際 照男） ありがとうございます。県税と国税との関わりていうにはまだ先のことでありなんでしょうけれども、まあ県民税は5年ごとに見直しをされるっていうかそういうようなことですので。平成31年、令和元年ぐらいいに見直しをされてるのかな、ですから今後また5年先になるんでしょうけども。まあ県民税はもちろん森林整備とかそういうのに配当されるわけでございます。で、この部分がですね一次産業従事者ちゅうんか特に林業従事者がいなくなるような山林はですね荒廃する一方になるわけです。で、現在はかろうじて森林組合のですね職員が山林業務に携わっていただいております。で、これはまあ具体的な話なんですけども、脱炭素策からのですね林業従事者の育成やまあここの支援が必要かと思われまますので、そういう税金を投入してそういう支援策をしていただければというふうに私は思っておるところでございますので、その点もよろしく林業施策という形でお願いしたいと思います。

次にいきます。5 番でございますが、平成 28 年度に「みえ森と緑の県民税」特別枠で相可地内の竹林整備事業を実施されたと思います。で、この現状は分かるんですけども、この成果とですね整備後の活用状況についてお伺いいたします。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

達農林商工課長。

○農林商工課長（達 武彦） 議員ご質問の事業につきましてはですね、平成 28 年度森と緑の県民税特別配分枠の活用事業ということで、相可地内の竹林をですね 46 a を整備しました。間伐をしたんですが、整備した後につきましてはですね町と地権者との間で協定を結びまして、地権者が適正に管理するという内容になっています。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○10 番（山際 照男） 整備後の活用状況がですね、ちょっとあまりはつきり聞こえなかったんですけども、再度ちょっとお聞かせ願えませんか。

○議長（前川 勝） 達農林商工課長。

○農林商工課長（達 武彦） 町と地権者の間でですね協定を結んでおりまして、地権者のほうが適正に管理をするという内容になっております。

○議長（前川 勝） 山際議員。

○10 番（山際 照男） そすと、あの山全体が地権者という形ですればいい、考えればいいということですね。まあそういうところへもまあ特別枠で使われたんですけども、ちょっとそこら辺がちょっと私にはちょっと理解ができなかったんで、ちょっと質問をさせていただいた。まあ今後どのような状況になるのか分かりませんが、注視して見ていきたいと思います。で、この県民税はですね、県産材を活用した学校教育の椅子とか整備事業に使われておりますので、町もこの学校教育ですか、椅子、机、県産材を利用した学校机整備事業へ投入していただいておりますということでございますので、今後ともそういうよ

うな使い方をされれば有効活用かなというふうに思われますので、お願いしたいと思います。

6項目に入ります。「みえ森と緑の県民税」の取り組みの中で、暮らしに身近な森林づくりの趣旨から、安全な暮らしを確保するための人家裏や通学路に隣接した箇所、倒木等の危険木の除去が取り組みに示されております。車の運行や通学路の見通しの悪い箇所の木の除去等については示されておられません。これについての対処はいかがか考えをお聞かせ願います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

達農林商工課長。

○農林商工課長（達 武彦） 議員がご指摘いただいたとおりですね、その県民税の目的やそれから活用方法についてご説明をいただきましたが、県民税の基本配分枠の活用につきましてはですね、県の方針に基づき5年を一区切りとして2つの基本方針とその中の5つの対策に基づいて各市町の申請により事業を行っています。多気町は「森と人をつなぐ学びの場づくり」の対策として小学校や保育園の木製備品の購入、それから観光施設の木製遊具の設置等を行っております。県の「暮らしに身近な森林づくり」対策の中で、集落周辺の森林整備として倒木の恐れのある危険木の除去等が想定はされていますが、見通しの悪い通学路等の危険木の除去なども対象とすることは可能だというふうに県のほうからも聞いております。今後、限られた財源の中でございますが、何を優先するかは、森林所有者それからその懇談会ですね、それから地元からの要望等を踏まえてですね、また5年一区切りでございますので2年後の施策を目指してですね考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○10番（山際 照男） まあそういうような形でですね、そういう危険、見通しの悪いところもやっていただくということですけど、これは町道、県道、国道

関係なしに除去ていうんかは考えられてるんですか。それとも町道だけっていうような一つの区切りがあるんでしょうか。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

達農林商工課長。

○農林商工課長（達 武彦） 基本的にですね、そういう見通しの悪いところの、例えば道の部分に出てきている木につきましてはですね、その道路管理の範疇の部分もございますし、それとこの財源自身がですね本当に限られた財源しかございません。そういうことを考えるとですね、先ほど申し上げましたとおりですね、総合的に判断をちょっとしていくと。必要な部分、何を優先するかはちょっと今後また考えていきたいと思いますので、この場でですね、できるできやんていう話はちょっとなかなか難しいです。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○10番（山際 照男） まあそれがですね、相談するところがですね、学校通学路でしたら教育委員会行けとかですね、そういうようなこうたら回しにされるような、先ほどもありましたけどもワンストップサービスという形もですね含めて、そういう相談に乗るといような相談体制を敷いていただければありがたい。ですから、まあこういう車の通行とか通学路のあれは教育委員会行けとかですね、そういうような話になるとまた素人の住民の方はどちらへ行ったらいんやというような迷いも出てきますので、そこら辺はしっかり相談体制をやっていただいてお願いしたいと思います。で、車の通行とかまあ通学の見通しの悪い箇所の木は除去ていうのは非常に生活、安全、安心ていう部分からですね、非常にこれは大事なことで、特に山岳、あのう電柱とか電線とかですね電話線のあれは、すでにもうNTTなり中電なりと協定を結ばれておりますから、そこら辺はきちっとやってるんですけども。問題はその通学路というので私はこういうふうに質問させていただきました。今後、この件についてもよろしくご配慮していただきたいと思います。子供の通学路という部分も

含めて、お願いしたいというふうに思います。

次にいきます。7番目でございますが、令和2年度から当町も「森林環境譲与税」の交付を受けて予算計上されてます。まあ基金積立ということでございますが、されているわけでございます。今後もですね、温室効果ガス排出削減目標の達成等に向けた森林整備等に必要な財源確保の観点から、交付が続くことになろうと思います。国の譲与税と緑の県民税における事業のすみ分けとかですね、林業振興施策に関しての将来のビジョン設計が必要ではないかと考えられるところでございますが、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

逵農林商工課長。

○農林商工課長（逵 武彦） それでは、お答えをさせていただきます。森林環境譲与税と森と緑の県民税事業につきましては、三重県も活用事例等により基本的な考え方を示しています。代表的なものとしたしましては、森林環境譲与税につきましては「林業経営に適さない森林整備」先ほどから申し上げております森林経営管理事業でございますが、それと「地域材を利用した公共建築物等の木質化」、それから森と緑の県民税事業につきましてはですね、「災害に強い森林づくり」それから「集落周辺の森林整備」それから「木育、森林教育に関する施設、備品等の整備」となっております。町としてもですね、この考え方にに基づき、限られた財源を有効に活用したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○10番（山際 照男） 4月にはですね、その多気町がイニシアティブをとって多気郡3町と度会、大紀、紀北町の6町が、2050年度までにゼロカーボンシティを宣言されたわけです。で、そういうことにですね、脱炭素に向けた努力は必要かというふうに思うわけでございます。そのような環境のなかでですね、この林業施策というのも今後この林業に対するですねグランドデザインを考

える必要になったんじゃないかなというふうに私は思っておるところでございます。一時しのぎでいうんか付け焼き刃的なですね、政策では今後の脱炭素社会いわゆるカーボンニュートラルていうんですか、そういう問題には立ち向けないんじゃないかなというふうに。まあ各自治体でそういうような部分が今後は手法で出されるんじゃないかなというふうな、私はこんなこと考える必要はないんですけどまあ町長が考えることなんでしょうけども。そういうような部分もあるんで、そのやはり林業施策ていうのはきちっとしていただければありがたいというふうに思っております。まあ持続可能ていう部分もございますし、そのバイオマス発電ていう部分もあります。バイオマス発電とその立派なシナジー計画というのも作られてるわけでございますので、そこら辺はやっぱりしっかり林業施策に向かっていただきたいというふうに思って、まあこういう冊子まで作られてますんで意欲十分かなというふうに私は思っとるんですけども、そこら辺をきちっとお願いしたいと思います。

次にまいります。8項目目でございますが、ちょっと趣は違うんですけども、スーパーシティ構想は現在応募中でございます。で、採択されていない状況でございますけども、このスーパーシティ構想の提案書を見てみますと少し気になるところがございます。で、その中身の地域の産業活性分野における取り組み事例でございます。森林資源環境モデルの確立の文中、農地転用の規制緩和の項目がございます。この説明によりますと「耕作放棄地など山林に近い農地は、林地として活用して林業を活性化させる」という文言があります。私は、この手段に、耕作放棄地をなくす努力をしている我々里山地域住民にとっては非常に疑問が生じているわけでございます。この構想を主導して作成された本町の考え方を伺いたします。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

林企画調整課長。

○企画調整課長（林 洋志） 今回のスーパーシティ構想につきましては、規制改革による地域の課題解決などに向けた取り組みを目指すものとなっております

ます。そこで、山林に近いどうしても防げない農地がある場合に、農地法などの規制緩和によりスムーズに林地へ変更ができることや、林地にした場合でもスギやヒノキより材積成長が早い樹種を植林し、山地より出材コストが安価であったり、効率化と収益化が見込めるということを想定して計画を作成しておりますのでご理解賜りますようお願いいたします。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○10 番（山際 照男） まあこれはね、以前獣害対策で耕作地や家屋と林野の間にですね、緩衝地帯を設けるといいうわゆる獣害対策をやったんです。で、この事業を実施して木を伐採した経緯があります。で、この事業とですねこの提案書の考えをこう合わせるともう本末転倒じゃないかなというふうに思われるわけです。スーパーシティ構想自体、この提案書は民間主導であると、民間主導で申請するという考えでありますし、臨機応変に提示していくんだというようにも聞いたことがあります。そういうような哲学で進んでいるのだというように話もありました。で、後の詰めは採択されてからという話があったような気がしたわけです。そやけども、その提案書の中でのですねやはりそれに沿っていかないと総務省なり関係7省ですか、そういうところの採択は難しいんじゃないかなというふうに思います。で、この提案はどうも民間へ丸投げされてるんじゃないかなというふうに私は思っとなるわけなんですけれども。現場の知らない人がやるとかですね、まったく机上での構想、町自体これは一つずつ参画してですねチェックをしてるんだろかというように疑問が生じてきたわけなんです。ですもんですから、これはいずれにしてもですね採択されてからの話になるんですけども、例え採択されて特区指定という部分がですね出されてもですね、こういう部分は非常にまあ検討していただく必要があるんじゃないかなというふうに思われるわけでございます。で、例えまあこれ特区指定がですね採択されなくても外れても中央省庁のなんか補助があるらしいというようにも聞いておりますので、そういうような話もある限りは提案書

の中身はあまり変わらないんじゃないかなという私は懸念してるんです。で、先ほども言いましたけども、持続可能な森林システムという部分をですね、きちっとその木質バイオマス発電も含めてシナジー効果も含めて、今後色々と森林対策の力を入れていただければ、脱炭素という部分もですね非常に効果があるんじゃないかなというように思われますので、その点、町のそういう脱炭素の部分の考え方についてはちょっと所見をお願いしたいと思いますが、いかがでございますか。

○議長（前川 勝） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） お答えをさせていただきます。まず初めのほうにちょっと申されましたゼロカーボン宣言を私達6町はやりました。確かに多気町、明和町だけは、多気町は約20万トンぐらいオーバーをしております。明和町はだいたい9万トンぐらい。大台町でだいたい多気町の二酸化炭素CO₂を出しとるのが大台町がまるきり引き受けとる。まあただ大台町の場合はゼロカーボン、カーボンニュートラル、他の町と他の企業さんとも受けてますので。大紀町と紀北町はちょうど多気町の分がまるきり受けていただいとる。まあこういうことで、この宣言をした段階ではこの6町の中でカーボンニュートラル、どちらかと言うたらマイナスで今のままOKということになると思います。で、これからのスーパーシティ構想につきましては、議員のほうも知見広いので、こういうやり方やったらどうやと、例えば森林について、例えば農業について、あったらまた議論をさせていただきたいし教えていただきたいと思います。ただ、丸投げと言われましたけども、これは6町皆が協議をしながら「こうやっていこう」というのをおっしゃっていただいて採択になってから、これから3年かけて整備をしていきたいと思ってますので、ぜひ側面からご協力をいただければありがたいと思います。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

お昼を過ぎたので少しだけ延長させていただきます。

○10 番（山際 照男） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（前川 勝） 以上で、山際議員の一般質問を終わります。

（ 6 月 11 日 12 時 01 分 ）

（ 6 月 14 日 9 時 00 分 ）

（3 番 坂井 信久 議員）

○議長（前川 勝） 5 番目の質問者、坂井議員の質問に入ります。

3 番、坂井議員。

○3 番（坂井 信久） 3 番、坂井です。それでは私の一般質問を始めさせていただきます。今回、私は 3 点の課題について通告書を提出いたしております。その 1 つは、公共交通の今後について。2 つ目として、小規模宅地開発事業の現状と課題について。それから 3 点目につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種計画の明確化について、でございます。以上 3 点とも、一問一答方式で質問いたしますので、どうかよろしく願いを申し上げます。

それでは、1 番目の質問にはいります。私は過去に公共交通、これはまあバス運行のことが中心でございますが、この問題につきまして、数回に渡って一般質問で取り上げております。とりわけバス運行につきましては、私達の地域から合理的な説明もなく、また突然前触れもなく、一部区間が廃止されたことは残念の一言に尽きると、こんなふうに思っております。前回、平成 31 年 3 月定例議会において、質問時の答弁では、現在多気町地域公共交通網形成計画の作成中という答弁が、これ副町長のほうからございまして、過去の経緯からして、本年の 9 月に開催されるであろう公共交通審議会に、その計画が提案をされ諮られる運びというふうなことを予測しておりますので、今回、どういうふうなところまで進んでおられるのかですね質問をさせていただく、こういう機会を得ましたので、どうかよろしく願いしたいとこんなふうに思っております。

まず現在の状況、まあ形成計画の進捗ですな、これについてまずお聞かせを

願いたいと、こんなふうに思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） ただいまの坂井議員の、現在の網形成計画の状況について、ご質問にお答えいたします。

令和2年度からの法改正により、「地域公共交通網形成計画」から「地域公共交通計画」に変更となり、今年度中に策定を目標としております。また、補助金の交付を受けるためには、令和7年度からは「地域公共交通計画」が必要となります。それまでは、既存の計画があれば補助金の交付はされますが、今後は、既存の計画の延長は認められないと思っております。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○3番（坂井 信久） まあ、おおよそ想像がつくようなご答弁だというふうに思っておりますけれども、もう少しその具体性にですね、まあ具体的にどんなふうなことを色んな発言のやり取りあるいは個別に副町長とも私とお話をさせていただく中では、いわゆるバスは廃止をしてですね新しい形態を考えていると、まあこんなふうなおそらく発言もあつただろうというふうに思っておりますけれども。そこら辺をどんな風にですね、具体的にしていくのか。特に私が申し上げたいのは、たくさん町民の方にお話を聞くのは、なぜ玉城町あるいは明和町がやっておるような方式がとれやんのか、多気町は職員が怠けとんのかと。タクシー会社に頼んどいたらできるような「でん多」ではやっぱあまりにも不親切。なぜ同じことが同じ税金を払ってできやんのか。私は町長の今までの職員時代から見してもですね、非常に前向きに何でも積極的に取り組まれた。あるいは私は職員の一部として一生懸命やってきた、こんな自負がございますけれども。なぜそんなことができやんのかなと。多気町だけ。4千万以上のお金を投じてですね、よそらは立派にやっておられる。大きなバスを走らさんでもいい、小さな5人乗りか6人乗りで結構なんですよ。そういうことを

全町、今そのバスが行っておらない地域も含めてですね、多気勢和地区全ての地域にそういうバスを巡回をさせると。3台ぐらいまで。そのことが何でできやんのか私はそれを一番聞きたい、こんなふうに思っておりますけれども、まあ今日は、現時点でですね副町長中心に色々お考えになっておられると思いますけれども、そこら辺についてもう少し具体的にですね、こんなふうなことを今現在担当部署と私とでは考えておると、こういうことございましたら少しお聞かせ願いたい、かように思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） ただいまの形成計画の内容、現時点での事務局としての考え方についてということについてお答えさせていただきます。西相鹿瀬線につきましては、令和4年4月をもって廃止するように考えております。ほとんどが、相鹿瀬の子供の通学の利用でございます。今年度中に、相鹿瀬の小学生及び保育園の保護者の方への説明と、外城田地区での説明会を秋頃を開催をしたいと考えております。尚、一般の方の利用につきましては、いつも同じ方が利用されておりますので、その方には廃止について説明をさせていただき、「でん多」での利用をお願いしたところでございます。「でん多」につきましても、現在は、午前8時からの運行となっておりますが、バス路線の廃止に伴い、午前7時30分からの運行とさせていただく予定でございます。そして、幹線バスの現状につきましては、現在、車輛2台で1日6便運行しているものを、令和4年4月から3便に減便し、車輛1台での運行を考えております。これにより、運行経費が4割ほど削減できると見通してございます。また、最近では高齢者の交通事故も多く発生しており、運転免許証を返納される方が増えてきております。そこで、相鹿瀬まで幹線バスの延長を2年間、試験的に実施できるよう、公共交通会議で提案させていただきたいと思っております。しかし、利用者が少ないようでありましたら、また廃止もさせていただきますので、議員におかれましても、利用促進を図っていただきますようよろしくお願いを申し上げます。

す。今後は、「でん多」を中心とした交通網を形成していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（前川 勝） 当局の答弁が終わりました。

坂井議員。

○3番（坂井 信久） おおよそ、当局が考えておられる概要て言いますか、そういうのはおそらく分かってきたというふうに思いますけれども。以前も発言しましたように、相鹿瀬の問題につきましてはですね、この平成30年にいわゆる旧外城田地区が多気町に合併をしたときのその約束事として、相鹿瀬の通学児童をですねバスで外城田小学校まで通わせるというこのことが不文律になっておりまして、私は直接的な文書は見ておりませんが、色んな先輩からそういうことを受け継いで、私が担当しておるときにもですね、それ無料パスを相鹿瀬の15～16人当時みえましたかな、その方に出しておったと。こういう経過があって、また相鹿瀬はちょっと違う理由があって今までここに来ておると、こういう経過があるわけですね。それはちょっと頭に入れていただきたいというように思っております。

○議長（前川 勝） 坂井議員。何か申し述べることを抜けたというようなことで言っておりますので。

○3番（坂井 信久） はい。

○議長（前川 勝） 伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） 先ほど、幹線バスのところで、「河田」まで幹線バスの延長2年間、そこのところを「相鹿瀬」と言い間違ったようで、すみません。河田まで2年間延長させていただきたいということで、すみません。

○議長（前川 勝） すみませんでした。

○3番（坂井 信久） ありがたいことであります。ぜひそんなふうにですね、やっていただきたい。それから先ほど言いましたように相鹿瀬はちょっと違う理由がございまして、まあ多気町はずっとそのことでですねいわゆる不文律になっておることが前提になって相鹿瀬についてはバスを走らせ、相鹿瀬

の子供たちについては外城田小学校へバスを走らせると、こういうことでございますので、そこら辺については頭の片隅にですね今からまあ 65 年ぐらい前の話なんですけれども、その約束できておったということがございますので、よろしくご理解いただきたいというふうに思っております。まあいずれに對しましても最後に時間もございますので、最後にもう 1 点、これはまた 9 月議会でも聞かせていただくつもりでおりますけれども、もう一つは先般 V I S O N にですね 7 路線ですか、7 月から 7 路線が乗入れ予定と、こういうことが新聞に掲載されておりました。この中で、多気駅からですね V I S O N 間もいわゆる 5 往復 1 日すると。こういうことが新聞に報道されておったわけでございます。これはまあふるさと村をなんか経過をして走ると。非常に私は結構なことやと思うんですけれども、これの関りですね。町の関り。町がそういうふうな路線をお願いをしたのか、あるいは町のその途中の停留所が作れるかどうか、それが町の予算、若干補助金もそれに出すのかどうか、その 3 点についてぜひお答え願いたいと、こんなふうに思います。

○議長（前川 勝） 坂井議員。これは 2 番の中での…。分かりました。

当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） ただいまの質問ですけれども、三重交通が考えられておりますことですので、一応まあその 7 月に路線が改定されます。そのバスの時刻表を見なければちょっとこちらのほうではちょっと分からないということでございます。それと、町としては、民間でやられるのでお金のほうは出しておりません。それとまたバス停につきましても、その時刻表を見してもらわなければ分からないという状況でございます。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○3 番（坂井 信久） 町のほうからご依頼をしておったんかなあというふうなこともございましたんで、町の関わりが無いということであればこれはもう民

間があくまで主体でですね考えてやっていただけることなんで、これ以上私も申し上げることはありませんけれども。ちょっとその部分を確認したかった、こういうことでございます。あと、最後にもう1点。9月に公共交通審議会、おそらく9月月末ぐらい、まあ今まではそういう時期で私は傍聴に来たんですが、これの時にですね、今副町長が少しお話になったようなことをこう提案をされていく、こういうふうなご予定なんですかね。そこら辺だけお願いしたいと思います。

○議長（前川 勝） 答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） ただいまの質問ですけれども、今年は会議のほう4回ほど計画いたしております。そして、18日なんですけれども2回目の公共交通会議をする予定でございますけれども、まあコロナの状況ということで書面決議させていただいております。そしてあとは9月ということではなく12月に公共交通会議をさせていただきます。それは今先ほど説明しましたように、4月1日からのバスの変更についてを提案させていただく、その時に。それで4月1日からそういうふうにさせていただくというふうに思っております。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○3番（坂井 信久） ありがとうございます。12月ということを前提にですね、また9月のほうで色々ちょっとお聞きをしたいと、もう少し具体的なこともお聞きしていきたいと、こんなふうに思っております。

それでは、2番目に入ります。小規模宅地開発事業の現状と課題についてでございます。本年、当初議会において町長より移住促進の政策が提案されたことは、町が抱えます人口減少問題を始めとする諸課題に即応する政策とも評価をいたしております。私個人といたしましては、在住者が町にとどまっていたく施策のほうもですねぜひ必要を感じておりますので、早急に検討していた

だきたいとこんなふうに思っております。それらに関連いたしまして、近年この相可地区にいわゆる民間事業者が進める小規模住宅開発が非常に進んでおります。非常にありがたいことだなあというふうに私個人は思っております。まさに移住促進との表裏一体事業でありますので喜ばしい、まあこんなことを思っております。そこで、この近年に行われました小規模宅地開発事業についてお伺い致しますので、よろしくお願いをしたいと思います。

まず、近年行われました小規模宅地開発事業の概要、場所、件数、規模等についてまずお伺いしたい。これは業者名は言っていたかなくて結構でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

久保建設課長。

○建設課長（久保 義隆） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。平成 28 年度は、3 件の一戸建専用住宅造成工事がありまして、場所については全て相可地内です。規模につきましては全て 1,000 ㎡以上 3,000 ㎡以下で、町主体の開発物件です。令和元年度は、1 件の一戸建専用住宅造成工事がありまして、場所については 28 年度同様に相可地内です。規模につきましては 3,000 ㎡を超えており、県主体の開発物件です。令和 2 年度は、1 件の一戸建専用住宅造成工事がありまして、場所については相可台地内です。規模については、1,000 ㎡以上 3,000 ㎡以下で町主体の開発物件です。現在では、2 件の一戸建専用住宅造成工事が行われており、両方とも 3,000 ㎡を超えているため、県の開発物件となります。場所については、両方とも相可地内でございます。以上でございます。

○議長（前川 勝） 当局の答弁が終わりました。

坂井議員。

○3 番（坂井 信久） ありがとうございます。同様にですね、今久保課長のほうからご答弁いただきましたこの件について何か問題点ですな、あるいはこんなことがあったなあと、ちょっと考えていかなあかんことかなあということ

がございましたら、お答えを願いたいとこんなふうに思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

久保建設課長。

○建設課長（久保 義隆） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。近年の一戸建専用住宅の開発行為について、申請者のほうで順調に進められているため、課題や問題点は今のところ何もございません。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○3番（坂井 信久） それでは、今回、3番目でございますけれども、町が定めております開発行為に関する指導要綱、これ平成18年1月1日施行でございます。これにつきましては当時の久保助役が委員長で私もその委員としてですね開発指導要綱の作成に関わったこの一人として自分も覚えております。この指導要綱に基づきました宅地造成等を進めていただいておりますけれども、第6条、関係者の同意についての町の取り扱いについてお伺いしたい、こんなふうに思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

久保建設課長。

○建設課長（久保 義隆） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。多気町開発行為に関する指導要綱の様式第1号、開発同意書（願）で開発区域内の土地所有者の同意と隣接の土地所有者の同意の提出をお願いしております。今までは要綱に「関係団体等との協議経過書を提出させ」と記載されてるんですが、明確な様式や内容が載せていなかったもので、今年度の4月から、もし隣接の土地所有者の同意が難しい場合は、様式第6号の近隣関係者等への説明協議経過書を提出していただき経過報告をお願いしております。開発行為等届出書にこの経過書を添付して頂き、協議中であつたとしても協議中と記載し提出をお願いしております。以上です。

○議長（前川 勝） 当局の答弁が終わりました。

坂井議員。

○3番（坂井 信久） まさにそのとおり運用していただいとうということで安心をいたしておりますけれども、実は今回、町が定めております開発行為に関する指導要綱についてでありますけれども、この6条のですね、関係者の同意について非常にまあ困難なことがあったと。これ私も承知をいたしておりますけれども、今、もう2番目におおかたお聞きをしましたんで、おそらく久保課長のほうではいわゆる経過書をですね添付をして欲しいと、こういうご指導をなさっておられるということをお聞きをいたしました。まさに、この後また申し上げますけれども、どこの市町もですねそういった指導をどうもしておるよううでして、非常にまあ悪質とは言いませんけれども非常にまあ社会通念上難しいようなことを色々発言をされてですね、困難が生じるということを私も聞いております。従いましてこの3番目の問題につきましては、今2番目のほうでですねだいたいをお聞きをいたしましたので、割愛いたします。

この3、4も含めて要求をいたしますけれども、この6条2項に記載のですね、4番目でございますけれども、6条2項に記載のいわゆる社会通念上の常識を超える条件等により反対がある場所の開発行為についてであります。実はこの相可でですねこの事案が発生いたしまして、私も実は職業上色々開発業者とはたくさん付き合いがございまして、色々お聞きをしたわけでございますけれども。まあ地域の関係者の周辺の方も非常に困っておると、その土地のことで困っておる、放置をされて木が生え草が生えウンカが集まってですね、非常にまあ困っておられたということもございました。色んな案件ということがあって、まあ弱っておったんですけれども、今では立派に宅地の造成をされてですね完了いたしております。もうすでに家も一部建っておるというところもございまして、まあこういうふうな現状になっております。近年、私も調査をいたしましてこの近隣地の市、町におきましてですね、色々調査をいたしますとこの同意行為をなくしていると、あるいはむしろ開発指導要綱をまだ作成をしてないというふうな市町が非常に多うございました。で、すべからく特

にこの同意行為の問題につきましては、すべからく無くすということはまた呉越問題等があるかと思しますので、まさに今久保課長が答弁されたいいわゆる経過書を出す、どういう経過でそういうことになったんやというようなことをですね、ご指導しておられる市町村が非常に多いということを聞き及んでおりますけれども、まあ3番目の問題と重複しますけれども、このよそさんがこういうふうな指導要綱が無い、作成をされとらん、あるいはまさにその同意行為を求めておらん、経過書を出せという現状を踏まえてですね、多気町としてこれらこれからの考え方どんなふうにしていくか、そこら辺だけ再度確認したいのでご答弁願いたいとこんなふうに思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

久保建設課長。

○建設課長（久保 義隆） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。県及び近隣の市町に確認したところ、三重県では開発業者に対して隣接の土地所有者に対しての話はしていただきたいが書類は不要とのことです。松阪市では、申請者の開発物件であるので自分とこで責任をもって隣接の所有者に必ず話をして下さいと伝え、伝えた経過を書類にして添付していただけるのであれば、協議内容を提出してもらっている、とのことでございます。明和町では、開発の関係で農地転用が必要な場合のみ、隣接の承諾書を提出していただいている。もともと周辺も企業地も宅地の場合は書類不要としている、とのことでした。大台町では、書類提出は不要としています。玉城町では、隣接の土地所有者に対して同意書ではなく、協議経過報告書を添付するようにしています。その辺は多気町と同じです。

多気町としても、前段の質問の回答とよく似た回答となりますが、近隣の関係者等への開発同意書が添付できない場合は、説明協議経過書で了承されなくても県や松阪市や玉城町のように申請者の責任の基で進めていただくことが前提で、開発指導委員会の時点での状況を口頭のみでは、時間経過で忘れる可能性もあるため、あくまで経過書として提出して頂くようお願いしております。

す。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○3番（坂井 信久） ありがとうございます。ぜひそういうふうですね、ご指導なりこれからの方法等についてはやっていただきたいなあと、私もそんなふうに思っております。そこで、少し関連ございます。一番冒頭に申し上げました、いわゆる移住促進の関係でいわゆる私はその町内在住者につきましてもですねとどまっていただく施策、まあこの問題を少し何社の社長さんともお会いして色んな雑談的な話をしておる中で、非常に結構やなあと。そやけど私とこの造成地の中で、他方は200万貰い、他方は何にもちゅうのはこれは信ちゃんおかしいで。これぜひあんたの力で要請してですね、幾ばくか残っていただくような方、同じうちら販売する宅地の中でもですね、よそから来た人、在住者の隠居をするというふうな形の中で采を振るちゅうのは、非常に私ら商売人やけどそれはおかしいと思うと。納税者の一人としてもそう思うと。こういう意見が非常に多かったんです。私3人ぐらいの方とお会いしましたが、3社ぐらいの社長さん。ぜひこれは、答弁はまた検討していただくことで結構ですけども、ぜひ当局の町長なり副町長さんなり幹部の方にもそういうご認識をお願いをして、これから何か政策的に考えていただきたいと、まあこんなふうに思っております。これは私の意見だけではなしにですね、多くのこういうふうなことに携わる皆さん方もそんなことをおっしゃっておられましたんで、ぜひお願いをしたいと、少しそういうことも申し上げておきます。

それでは、3番目の問題に入ります。新型コロナウイルスワクチンの接種計画の明確化についてでございます。

現在、もうこれはすでに日もどんどん経ってきておりますので、県の状況も変わってきております。四日市以外はですね解除をされるというようなことになっておりまして、いわゆる発病者ていいますんか発生者数も非常にまあ減ってきておりまして、私がこの通告書を書いた時点とは相当日が経っております

ので現状は変わっておりますけれども。いずれに対しましてもこのワクチン接種についての情報が少ないということを多くの方からこう言われております。私もまああんたにも申し上げたように、最初電話繋がらへんに2人ばかり大叱られをして、お前ら議員は何をしとんのやと。こんな馬鹿な一日しとったけど電話が繋がらんちゅうなこと馬鹿なことあるかよと、というようなことでお二方ぐらいからお叱りを受けて、早速あなたのところに話をしに行ったということもありますけれども。いずれに対しましても非常にこのワクチン接種に関する情報が少ないということがあります。おそらくこれはまあ行政だけではなしに医師会の先生方の協力あつてのですね事業ということでございますので、そういうふうな付度なり直接的な町長の相当言っていたただけたそうでございますけれども、なかなか医師会を意のままに動かすということはこれ難しいございますので、まあそういうことになっておるんだらうというふうに思っておりますけれども。そこで、色々ちょっと聞きたいと、こんなふうなことでございます。

まず1番は、松阪市多気郡新型コロナウイルスワクチン接種対象者で、65歳以上は約6万7千人というふうなことで聞いております。またそうなりますとですね、国のほうでは7月末までに接種を終わりたいというふうなことを党首申しておりましたけれども、日当たりの集団接種者数はどのぐらい見込んでおられてですね、計画を立てておられるのか。あるいは同様に、多気町では約4,700人程度が65歳以上だというふうに言われておりますけれども、この集団接種、あるいは個別接種の日当たりの接種者数をですね、まあ見込み者数ですね、どの程度を見込んで7月中に完了したいという計画を立てておられるのか、少しそこら辺についてお話し聞きたいというふうに思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） それでは、ただいまの坂井議員の質問にお答えさせていただきます。クラギ文化ホールの6月以降の接種につきましては、月曜日、水曜日、金曜日におきましては1日600人、木曜日が870人、日曜日は

900 人を予約枠としております。当町 B A N K Y O 会館におきましては 1 日 300 人を予約枠としております。当町の接種におきましては、6 月 3 日時点で接種済み人数と予約人数を含め、集団接種が 1,172 人、各医療機関の接種におきましては予約接種よりの推計ではございますが 2,362 人の予定としております。これを日割り計算いたしますと、集団接種では 1 日 32 人の接種、個別では日に 76 人の接種となります。以上でございます。

○議長（前川 勝） 当局の答弁が終わりました。

坂井議員。

○3 番（坂井 信久） ありがとうございます。私も特にクラギの会館でですね始まる、いわゆるその 4 月 20 日から受付と、この開始の日に 5 月 6 日からクラギ会館でやるというようなことで、これが 1 日 120 人からスタートかな。非常にそんなことでどうかなあというふうなことを非常に懸念をいたしております。私も自分の人脈それから親戚等もずっとこう色々聞いてみますとですね、県内でもやはり津、松阪が一番遅れておると。特に松阪でも多気町が一番まあ進んでおらんということで。私の友人なんか玉城ら 2 回目もうすでにほとんどの方が接種を終わっております。別にまあ早い方がええっていうわけではないんですけども。伊勢市なんかは当初から 7 箇所ですね接種をスタートさせておる。松阪市は 1 箇所。対象人数は松阪と伊勢で変わらんというぐらいありましてもですね、非常にまあ松阪は後手を踏んでおることがございました。まあ色々先ほど申し上げましたように、医師会との調整が非常に難しかったんだろうというふうなことはおそらく推察をするわけですけども。いずれに對しましても、その 7 月で終わるんやろかなあというような問いかけをされる町民の方が非常に多うございましたので、今のペースでいくとほぼ 7 月でこれ完了できるというふうなこと課長考えておられるんか、どうですか。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 現在、予約枠としまして、約 7 割以上の予約枠

を確保できましたので、当初の接種計画からいきますと打ちたいと希望される方は予約ができ打っていただくという形で進むと思っております。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○3番（坂井 信久） それでは、2番目の問題でございますけれども、この24日にですね2回目の申込みの開始があったということで、私もその時に申し込んで7月末にやれるっていうことになったんですが、この25日の9時にはもうその予約もストップしとったと。で早速、人から「そすともう25日に締め切られたあとのもんはこれ何とすんのや」と。「僕らはどうしたらええんやろ」と。そういう情報も何にもあれへん。25日の9時で終わったら、24日のスタートの予約が終わったらもうあとはなっとしたら、僕らはもう永久に受けられやんの、いつ今度はすんのやという声がたくさんございます。こういうふうな声をですねあげていただきたい。私もLINEなんか見ておりまして、ある程度色々な事が載ってきておりますけれども。実はそのLINEちゅうんか、そういうことをされやん高齢者の方が非常に多いございますので。俺らは信ちゃんもうなんねすんなちゅうことかい、なっとしたらええんね、25日に締め切られたら。そこでよう申込まんだんはどうしたらええんやというようなことがあって、まあ役場へいっぺん聞いてんかなということは私申し上げたんですけども。ちょっとそこら辺の情報が色々なことが足りすぎやん。やはりそのLINEだけではなしに色々な媒体を使った方法をしていただかんとですね、若い方はそれで認識があるかわかりませんが、65歳以上の方おそらくスマホ使っとる方は半分使っておられやんと私は思うんですわ。非常にそこら辺がですね、もう置き去りかなあというようなことをお聞きもしましたんで、そこら辺のことをもう少し丁寧に。違う媒体で少しこういうふうなこれからのことも含めてですね、またこの65歳以下の方もこれから接種が始まりますけれども、色々な方法を考えていただきたい。若い方でもスマホを若干持っておられやん方まだあるようでございますので。やはりそういったことを丁寧にやっていただけるかな

と。ちょっとそこら辺どうですか、課長。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 今回、5月24日のBANKY〇会館の申込みは、議員様おっしゃられるように翌日終了となっておりますが、その後、6月1日よりのクラギ文化ホールの予約を開始しておりまして、こちらのほうは対象者にハガキのほうでご案内をしてしております。で、こちらコールセンターは席を30に増やしまして予約対応させていただいております。6月1日初日は混雑した様子でしたが、それ以降は解消されております。また、クラギ文化ホールの集団接種におきましては、5月に比べて6月からは医師、看護師を増員しております。その後も6月3日には2つの総合病院が個別接種に加わって予約枠を増やしております。そのような中、このような情報をどうやって発信していくかっていうことで私どもも苦慮しております。LINEあとホームページのほうはすぐその日に情報を出すことができますが、それ以降、回覧、広報におきましては期日も決められておりますので、そこで出させていただくというようなことをさせてもらっております。基本的には、そのLINEやホームページを見た若い方々がまたご老人さんにも伝えていただきたいという思いで、今現在、LINEやホームページを使っているような状況です。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○3番（坂井 信久） では、3番目に入ります。接種会場に自力で来られない人達、あるいはまあ障害等がある方などですね、様々な方法の取り扱いなど。実は以前には会場への搬送方法について、「でん多」の利用ができるとかそんなふうなことをおっしゃっておられた、こんなふうに思っておりますけれども。このことが十分まだ伝わっておらんといえますか、この「でん多」で運ぶ、あるいはどういうふうに搬送するのかですね、交通手段が無い方、これについ

て少しお伺いしたいなあというふうに思っております。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 現在、ご相談があった場合は、高齢者の移送サービス、また「でん多」等の利用をご説明させていただいております。また現在、7月広報にはこちらの「でん多」の利用等のことを記載する予定であります。7月に多気町バスマップも刷新されますので、それに合わせて広報していく予定としております。「でん多」の利用に関しましては、ご自分でお申し込みをいただくというところで、その説明もさせていただきながら進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○3番（坂井 信久） 7月にですね、このBANKY O会館の接種が始まりますので、ぜひそれまでに、今課長が発言されましたようにですね、広報誌の掲載、十分よろしくお願いをしたいというふうに思っております。

4番目でございますけれども、直近報道というんか、すでにこれは報道慣れしておりますけれども、いわゆるワクチン予約者の当日欠席等につく余剰ワクチンが発声するわけでございますけれども、その時に、報道されておられるのは首長がしたとかですね、あるいは関係職員が接種をしたと、こういう話が非常に伝わるわけでございますけれども。多気町としてはこの事前に接種対象者の順番等はですね決めておられるんか、そこら辺についてお伺いしたい。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 当町におきましても、余剰ワクチンの接種順位を決めて運用しております。ホームページのほうで公表させていただくとともに、6月7日の町長記者会見においても公表をさせていただきました。

○議長（前川 勝） 当局の答弁が終わりました。

坂井議員。

○3番（坂井 信久） この多気町の近隣でもですね、首長が打たれたということで、あの私個人もほとんどの方もですね 90%以上の方もそれは全然問題ないんやと、ただ事前にその公表をして、まず俺が打つんやと、町長さんが1番に打つんやと余剰あった時には、それで結構やと思うんです。ただそれを言わんと、人間としての器ていいですか、非常に卑怯やというふうに思われましてですね、近隣の中にもまあされた方がある、非常にまあ私の友人のあたりは非難しておりました。堂々と言うたらええんやと。一番にするんやと。町長も一番にまず打って私はいただきたいというふうに思いますけれども、それを公表すると事前に。その次は森本さんが打つとかですね、従事する職員が打つとか。それを堂々とやっぱりすると。姑息なやり方ていいですか、そういうふうになんかどうしても見えますので、そういうことが多気町では私はあっていただきたくないというように思っておりますので、ぜひそういう順番、決めた順でですね、余剰ワクチンの時には接種を進めていただきたいと、いうふうに思っておりますので、お願いをいたします。

それでは、最後でございましてけれども、実は、この管内における副反応ですね、これについても情報開示する予定があるのかお伺いしたい。ちなみに、60万人に1人ぐらい亡くなっておられるのかな、今200人ぐらい亡くなっておられるのかな。それから、県内でも40代の女性がお一方亡くなっておられます。それから、アナフィラキシーていいですか、これはまあ2万5千人に1人ということでございまして。県内で約3人の方が亡くなるのかなという感じで、日本国中にすると約1,800人ぐらいの方が亡くなるのではというふうに言われておまして。こういうふうなデータの開示をですね、私は少なくとも松阪のその管内のそういうようなことは出すべきやと。アナフィラキシーは何件あった、あるいは亡くなった方は何人あったと、いうふうなことをですね、やはり少し情報が少ない。と言いますのは、やはり打ちたくない、打たないという方もやはり何人か私話しとる中でもそういう考え方もあるようでございまして

で、やはりできるだけこういうふうな一斉接種ということでございますから、多くの方が接種していただくということが望ましいんじゃないかなあというふうに思っておりますので、ぜひそういった情報をですね、出すのか出さんのか、いっぺん話をさせていただきたいなあと。対策室で。で、まあ特に森本課長さんの個別のお考えではどうかなあというふうに思いまして。あるいはそういった情報を把握しておられるのかどうかも含めて、お答え願いたいというように思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 今回、アナフィラキシー等の副反応について、管内単位で発表する予定は今のところはありません。県において、「みえ新型コロナウイルス接種ポータルサイト」においては、県内事例として随時発表している状況でありますので、管内では発表する予定は無いというようなご理解をいただければと思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁が終わりました。

坂井議員。

○3番（坂井 信久） 先ほども申し上げましたけれども、できたらそういった、うちの議会で発言しておる議員もあるということも含めてですね、その対策室で、この管内のそういった情報についてもできるだけ発信をしていただくようにですね、ぜひ進めていただきたい。やはり、相当の方が無くなる予測もされておりますし、1回目の接種後がそれも大半であるということも聞いております。で、以前も申し上げましたように、若い女性の方、これからまだ子供欲しい、色んな方接種しておられやん方も私相当知っておりますけれども、色んなそういうふうなことやはりありますとですね、二の足を踏むということになりますから、やっぱり正しい情報をきちっと出していただくように、ぜひ対策室でも話をさせていただいて、この管内だけでもですね、アナフィラキシーも現在何件発生をした、あるいは死亡の方が何人あったというようなことを開示をし

ていただく。こういう方向が私はいいのではないかなと思いますので、どうかよろしくお願いをしたいとこんなふうに思います。これで終わります。

○議長（前川 勝） 以上で、坂井議員の一般質問を終わります。

（１番 松浦 慶子 議員）

○議長（前川 勝） ６番目の質問者、松浦議員の質問に入ります。

１番、松浦議員。

○１番（松浦 慶子） それでは、松浦慶子、一般質問をさせていただきます。

質問方式は一問一答でございます。質問事項でございますが、２点について今回は質問させていただきます。１つ目は、多気郡地域児童発達支援センターの運営状況について、２つ目は、保育園の給食について、でございます。

それでは１つ目の、多気郡地域児童発達支援センターの運営状況について、お伺いいたします。広報たき５月号に掲載された「多気郡地域児童発達支援センター」は、今年３月２８日に開所式が行われ、４月１日から運営が開始されております。これは多気郡３町で共同設置され、建物は明和町の旧幼稚園の園舎を改修し、特定非営利活動法人のいろ葉さんに事業委託されたものです。このＮＰＯ法人のいろ葉さんは、玉城町で放課後等デイサービスなど、療育を基本とした事業所を運営されていると聞いております。それでは質問に入ります。

１つ目。ＮＰＯ法人のいろ葉さんに事業を委託された理由を伺います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） それでは、先ほどの松浦議員さんのご質問にお答えいたします。当初、圏域として、松阪市にある子ども発達総合支援センター「そだちの丘」への設置について協議を重ねましたが、専門職の設置、人材派遣、各市町の費用負担割合などの多くの課題がありました。そのような中、多気郡３町で令和３年４月の開設を目指すことに合意いたしまして、事業委託できる事業所を探しました。当時、「いろ葉」においては、玉城町において児童

発達支援事業所を開設しており、3町の利用も多く、子ども専門の社会福祉士、臨床発達心理士、作業療法士、保育士等の専門職もそろっている状況でした。また、理念として、ただ単に児への発達支援だけではなく、家族支援、地域連携支援の3本柱が大切と考え、子どもは、住みなれた町で学び、そのためには、保育園、学校で学ぶことができるような支援も積極的にしていきたいと考えてみえまして、3町の想いと一致いたしまして「いろ葉」に委託していくことになりました。

○議長（前川 勝） 当局の答弁が終わりました。

松浦議員。

○1番（松浦 慶子） 福祉計画のほうにもありますように、厚労省が2023年の3月までに人口10万人あたりに1箇所以上設置するようという指針も出ております。そういうことから設置を決められたのではないかなというふうに思っております。現在、もうすでに三重県の中南勢地域において設置されている自治体は、まず松阪市、そして伊勢市、そして紀宝町、この3自治体のみ公設ですけれどもまあそういうふうな3自治体のみということで、まだまだ少ない状況の中でこうして今回多気町ではなく明和町ではございますけれども、この児童発達支援センターが公設でできたということは、私は評価できるのではないかなというふうに感じております。このNPO法人いろ葉さんについては代表理事の方ともお話をさせていただきましたが、すごく熱心で色々なことを、まあ療育は早期療育だっというふうなことからですね、色々な話をされております。またSNS等でもたくさんの発信をされている方でございますので、人材育成だったりとか色々なノウハウをお持ちだと思っております。ま、その中でですね、今課長も答弁の中でおっしゃいましたような地域連携、色々な方の地域連携についてその本人、子供本人ですね、に関わるその関係者の方達、例えば保健師さんや保育士さん、または教育のほうの特別支援学級や養護の先生など、連携を取るためにこの人材育成のノウハウをお持ちの研修等にも力を入れていただかないといけないのかなというふうに思っております。

今後、そのような人材育成の計画について、もしご計画があれば答弁お願いいたします。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 人材育成に関しましてですが、ここ児童発達支援センターいろ葉さんにおきましても、専門職の支援を一つ掲げてみえます。そのような中で、連携を取って職員が研修を受けれるような体制を整えていきたいと考えます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○1番（松浦 慶子） ぜひですね、きちっとした計画で、皆さんに計画を立てていただいて、指導・育成ということでオンラインでもなんかされているみたいですので、ぜひそういうところをチェックしていただいてですね、やっつけられることが一番包括支援についてうまくいくのではないかなというふうに思っております。

それでは2つ目の質問に入ります。今申しましたように、今年の4月から運営が始まり2か月が過ぎました。現在、何組の親子が、また何人の子ども達が療育を受けているのか、また通所に至る流れと仕組みについて伺います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 児童発達支援事業所に通っているお子さんといましては、現在14組の親子15人のお子さんが療育を受けている中で、内いろ葉のセンターに通ってみえる方が11組12人が通っております。通所に至るまでといましては、乳幼児健診等にて精神発達の要経過観察になったお子様や子育ての相談に基づきアセスメントをさせていただき、子育て支援室の発達相談を紹介いたします。発達相談を受けていただく中で、臨床心理士が進める場合や小児科の先生が進める場合に、福祉係に申請をしていただき相談を

していただき、児童発達支援を実施している事業所をご紹介させていただきまして、保護者が利用するセンターを決定して、利用していただいている状況です。

○議長（前川 勝） 当局の答弁が終わりました。

松浦議員。

○1番（松浦 慶子） 今、乳幼児健診ですね、1歳6か月の健診でそういった状況になるというふうなことで、私の耳に入っておりますのは、その保護者の方ですね、初めてのお子さんでいきなり1歳6か月でまあそういうふうなことを健診の時に話があったと。そういう時にすごくそれを受け止め切れない保護者さんの声が届いておるんですけれども。じゃあどうしたらいいのかっていうふうな話なんですけど、本当に私自身も早期の療育が大切だっていうふうに思っておりますんですけれども、やはりそこで一番大事なことは、保護者さんに関われる資格を持った方、今答弁にありました資格を持った方、それから当町の保健師さん、そういう方達が医療関係者の方達の言葉がけっていうのが一番大事ではないかなというふうに思っております。今、多気町では多気町版ネウボラと言われるような切れ目の無い子育て支援を保健師さんもたくさん雇用していただいて、していただいているということは本当にありがたいことなんですけれども。その中で、やはり妊婦さんの時から関りを信頼のある関係性を築いていくこと、これが一番ここで一番の鍵になってくるのではないかなというふうに考えております。その仕組み作りですね。多分保健師さんが森本課長含めて7名か8名ぐらいおられるのかなというふうに思っておりますけれども、その切れ目の無い支援の中でそれぞれの一人一人の保健師さんが色んなことに携わっておられて、本当に一生懸命やっただいてるなあというふうなことは私自身も思っておりますけれども。その中で、福祉や介護に対する言葉がけっていうのは今もう本当に本になったりとかまあ色んなところでコミュニケーション力的なところを取りざたされておりますので、ぜひそういうところをまあ横の連携も持ってですね、お一人の保健師さんに負担がかからないよう

な形の、そういう仕組み作りが大切だと思いますが、そのあたり、その辺いかがでしょうか。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 当町におきましては、子育て世代包括支援センターを保健部門に設置しております。そのような中で、産前産後教室や離乳食教室を通しまして保護者との関わりを持たせていただき支援をさせていただいております。1歳半健診等、必要な事項は保護者にお伝えすることになりますが、そのような中でお伝えするだけでなく保護者様に寄り添い共にお子さんの発達を見てくという観点で、経過観察の遊びの教室にお誘いさせていただいたり、個別に相談させていただきながら、支援をしていくというような方向で今進めております。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○1番（松浦 慶子） ありがとうございます。すごく大変なたくさんの取り組みもしていただいているんですが、やっぱりその保健師さん一人に負担をかけないようなきちとしたその仕組み作りですね。こういうふうなことをやっているんだけれども、まあこういう言葉がけっていうかこういうふうに保護者の方にお話ししたほうがいいんじゃないかっていうようなことを、その全員のセンターの中でこれを共有していただくような形が一番いいんじゃないかなっていうふうに思っておりますので、そういうところも仕組み作りをしっかりとやっていただくことが、これがまた信頼関係に結び付くのではないかなというふうに思っておりますので、それはまあよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、3番目の質問に入ります。ひとり親家庭の困窮やコロナ禍における経済的理由で、この発達支援センターへ通うためのハードルが高くなっているといった声があがっております。例えば、療育を受ける子どもの下の兄弟を一時預かりできるサービスや、保育の必要性の認定事由の追加において、これ

らの見解を伺います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 兄弟の一時預かりにつきましては、ファミリーサポートセンターの依頼会員になっていただくことで、一定時間の預かりができることになっております。また、保育の認定理由に関しましては、追加するのではなく、保育の実施基準の最終項目に「町長が認める各号に類する状態にあること」という項目があります。保護者の就労状況だけでなく個別に保育に欠ける状況を聞き取り、保育の実施基準に見合うものかどうかを判断させていただくこととなりますが、週に数回の短時間等、単発的なものに関しましてはファミリーサポートを案内させていただきます。また、事業所におきましては、兄弟の通園も認めていただき、託児まではしておりませんが、同じ空間で兄弟がいることを認めていただいているような状況でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○1番（松浦 慶子） ファミリーサポートも私も思ったんですけれども、これは有料になってくるのかなあというふうにあの思っております。その部分も含めまして、まあ考えていかないのではないかなあというふうに。まあだから療育に親子で週3回くらい、2回～3回通うためにはですね、保護者の方は就労ができない状況になってるというふうに伺っております。まあ就労ができないということは子供を保育所に預けれないというふうなことになるので、まあその辺を町長の認める部分についてそこを認定基準の緩和というか、そこをしていただきたいなというふうに思っております。先般、こども庁のこの創設のためのチルドレンファーストのこの勉強会に参加させていただいたことがありまして、もちろんオンラインでございますけれども。そうしますと、保育について、子ども達や社会においてどのような効果をもたらしているのか、保育がですね。というふうな検証をされている学者の有識者の方がたくさんみ

えるわけですが、まあその保育園とか幼稚園に小さい頃から通うことは成育環境の改善に繋がることで、子どもの社会情動的発達や認知的発達、まあ感情のコントロールとか他者との協働、もしくは知識や思考力を促す可能性があるというふうなことで、それが特に経済的に不利な家庭では顕著にみられるというような検証結果が出ております。この検証結果から言えることは、私の考えでございますけれども、家庭以外の第三者との関わりが子供の発達を促すことなんではないかということです。これらのことがですね、保護者のストレスを軽減して親子関係が良い方向に導かれるのではないかと。まあ今、認定基準が決められています保育ですが、幼保一元化に繋がるのかもしれませんが、それが保育という概念が今後変わるのではないかなというふうに、この勉強会に参加させていただいて思ったことでございます。ですので、この保育ていうのはあらゆる面で、保育所に預けるのは保護者の自由ではございますけれども、まあそういうふうなことを鑑みるとやはり保育の重要性、家族、まあ昨今の家庭内の様々な問題が取り沙汰されている中ですね、やはり保護者のストレスっていうのはやっぱりこのコロナ禍でもって大きなものになってきたのではないかなというふうに感じております。そういうことを軽減するためにも、保育の必要性の認定基準ですね、そこを緩和できるのではないかなというふうに思っております。まあこれは、国から進められることで、人事やそういう財政的なことは国が考えてくることではございますけれども、少しでもですね、その温かい緩和基準を、認定基準を緩和していただけるような考え方、町長にはございませんでしょうか。まあそこをどのように考え、ちょっとその辺認定基準を緩和していただけるか、そのあたりを町長の考えをお伺いしたいと思うんです。先般、木戸口議員も移住定住事業の中でですね、子育てのことを取り上げていただきました。ま、それがですね、教育と子育て支援がこの補助金制度だけではなくですね他の町より中身の濃いこの教育を含めた子育て施策に、支援にすることが多気町の魅力づくりがとても重要になってくると考えておりますが、いかがでしょうか。町長、お願いいたします。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 議員おっしゃっていただきましたように、認定基準も含めて、まあ町のほうではこれまでも、自分の想いとしましては保護者の方の中にも色々な考え方の方もありますので、一方では、公営の保育所だけではなく民間を5年前誘致をしたりしました。これもやっぱり行政の中で認定をしていく部分と民間の方に委ねる部分もありましたので、全体的に多くの保護者の方に選択をしてもらう部分もあるかなと思いますので。この今、議員おっしゃっていただいた認定基準につきましても、また中で検討ちゅうんか協議もしていきたいなと思ってます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○1番（松浦 慶子） ぜひですね、この療育の発達支援センターに通われる方については、そこは十分な緩和していただくようなことでお願いしたいと思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 申しあげましたような形で進めていきたいと思います。まあちょっと話ずれるか分かりませんが、町のほうでは今、多気町含めてそうですけども豊かな自然がありますので、できるだけ子供達も療育ちゅうんかその部分についても広めていきたいと思っております。それちょっと具体的に何かと言いますと、誘致しましたV I S O Nの中にK I O N Dという木と触れ合うと、森の中に触れ合うというところがありますので、こういった部分でもこれからの子供達のためには少しでも広げていきたいということで、今後町のほうについてもそういった部分の派生も含めて、認定も含めて、検討していきたいと思います。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○1番（松浦 慶子） あ、療育に通う兄弟のことですね、本人じゃなくってそっちの方、兄弟のほうを保育していただけるというようなことを、私が申し立てることなんですが。まあその辺もぜひ一度検討していただきたいなと思っております。

それでは、次の質問に入ります。4番目、発達支援は子どもの支援だけでなく、その家庭の支援、保育所、小中学校への訪問支援、または通所している放課後児童クラブや放課後等デイサービスなど地域の事業所、社協との密な連携、情報共有がとても重要だと考えております。地域支援体制、先ほどのところにも出てまいりましたが、地域支援体制の充実において、小1プロブレム対策を踏まえて当局の見解を伺います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 発達障害や特性のある子ども達にとって、小学校の進学は大きなハードルになります。子育て支援室のアドバイス等を受け、保育士は、お子さんの障害、特性について理解し、見極めや対処、保育計画を進めます。保護者やまた学校と連携をとるようにして、スムーズに進学ができるように現在支援をしております。その過程では、今回開設した多気郡地域児童発達支援センターで、保育園や小学校に出向いていただき、療育指導を実施することにより、保育士や教職員は障害のあるお子さん等へのかかわり方や集団を通しての子供たちの発達支援を学び、実施していただくことになります。また、児童発達支援センターの役割として、保護者に対してのペアレントトレーニング等において、保護者の学びや不安の解消、助言をすることや、関係機関に向けましても、専門相談の実施や講演会などを実施し、関係機関と一緒に学習する機会を設けていただきます。児童発達支援センターを軸に各関係機関がつながり連携体制を持っていきたいと考えます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○1番（松浦 慶子） あ、それはすごく大切なことだと思っておりますが、私が申しておりますのは包括支援なんです。その本人を軸、中心に考えますと周りにいる人達がどうこの子供の情報を共有できるかっていうことなんです。今おっしゃったのは、この一方通行であったりとか二方通行だったりとか、まあそういうふうな形にしかちょっと思わないんですけども。その子供を含めた、ある色んなところの施設やら色んな学校やらていうところに行くわけですね。その時に、その子にどういうふうな対応ていうか、どういうふうな療育を、どういうふうな色んなことを一緒に考えていったらいいのかなっていうところがなかなか見えてなくてですね。それで、この質問を私書いてる時に、提出通告期間の後にですね私も知ったことなんですけれども、三重県ではですね、この療育がすごくそういうふうな考え方が進んでいるんだろうと思うんですが、三重県では県の教育委員会が作成しているパーソナルカルテっていうのがあるっていうふうに聞いたんですね。それを活用する。パーソナルカルテっていうのは小学校入学前からその子が仕事に就くまでのその間のところを全部そこにまあ書類なり何か保護者の方が書き込むなり、ていうところが全部その子の情報が一冊になるっていうようなパーソナルカルテ、パーソナルファイルとも言うらしいんですけれども、そういうものがあるっていうふうに聞いております。だからそれを上手く活用できないのかなあていうふうなことで、これはすごいなあというような、多分まあ各自治体でこの差があってそれを使われてるところと使われてないところがあるっていうふうに、まあ自治体のほうからの要請によるものですから、ぜひそれを活用されたいんじゃないかっていうふうに思っておりますけれども。その存在はご存じか、ちょっと後からなんで、ご存じかご存知じゃないかだけちょっともし教育長、県の教育委員会なのでそれがありましたらちょっとお答えをお願いします。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） ただいまのパーソナルカルテにつきまして、ご説明のほうさせていただきたいと思います。確かに県教育委員会はこのパーソナルカルテを県内の小中学校 100% 目指して取り組みのほう進めるようにということで話は聞かせていただいております。多気町教育委員会といたしましては、昨年度、小中学校のほうにはこのパーソナルカルテの作成ということで、全て現在 7 小中学校で実施のほうさせていただいております。これにつきましては、保護者の方にも当然ご説明のほうをさせていただいて、保護者の方で様々な資料、病院等の資料等も収集のほうしていただく。そして、保育園から小学校、小学校の資料も含め中学校、中学校から高等学校というふうな形でずっと引き続いていくものであるというふうに認識もしておりますので、現在パーソナルカルテを作成して 2 年目というふうなことでございます。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○1 番（松浦 慶子） ということはまあご存知で使われているっていうことの認識でよろしいですね。だから、小中学校じゃなくてその療育はまあ 2 ～ 3 歳ぐらいから始めていくものですので、それを 2 ～ 3 歳から使えるというふうに聞いておりますので、NPO いろ葉さんのほうに確認いたしましたらそれを使用してるっていうふうなことをおっしゃっておりますので、ぜひ福祉のほうでもですねそれを認識していただくと、これかなり情報共有ができるのではないかなというふうに思っておりますが、ぜひ森本課長、よろしくお願いいたします。答弁をお願いいたします。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） ありがとうございます。今も必要な情報に関しましては、小さいお子さんの時代から保育園へ、保育園から学校へということ、保護者の同意の元させていただいてる状況です。そこを含めまして、パーソナルカルテということで、情報を共有できるのは大変良いことだとは思いますが

で、そこはまた前向きに考えていけたらと思います。ありがとうございます。

○議長（前川 勝） 当局の答弁が終わりました。

松浦議員。

○1番（松浦 慶子） では、次の2番目の質問に入らせていただきます。保育園の給食について、でございます。食は心身共に健康に生きていくうえで欠かせないとても大切なものです。日本は「飽食」の時代と言われて久しいですが、最近では、幼児期の食生活について偏食や小食、保護者の約8割の方が何らかの困りごとを抱えているといった厚労省の調査結果が示されております。また、保育園は未満児から5歳児といった心身発育の個人差がとても大きいので、ただ単に食事の量を多くすることではなく、質についても配慮することが大切だと言われております。当町では保育園専任の管理栄養士さんが職員として長年にわたり多気町の子どもたちの発育を見守っていただいていることに感謝を申し上げながらですね、質問に入りたいと思います。

1つ目、佐奈保育園には未満児の子どもが通園しておりますが、離乳食やおやつの個別対応についてお伺いいたします。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 離乳食の初期から完了期におきましては食べれる食材、固さ、切り方、調理法が異なります。家庭での離乳食の進み具合を毎月保護者に聞き取りをし、一人ひとりに合わせた献立を作成しております。また、園での喫食状況も保護者のほうにお伝えし、食べれるようになりましたら固さ、切り方の変更や新たな食材への挑戦提案も行っております。おやつについては、離乳食が完了したお子さんに対して、牛乳も飲めるようになりましたら、他の未満児さんと同様のおやつを開始している状況です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○1番（松浦 慶子） 調理師のお一人の方が佐奈保育園の担当してくださって、

数人の6ヶ月の乳児さんに対応していただいている、すごい手厚い対応もしていただいているっていうのは子育て支援サービスの多気町の、当町の魅力ではないかなというふうに思っております。これが今は人数だけですけれども、その認可、ゆたか園さんですね、そちらのほうにそのサービスがまあどうなのか分からないけれども、そっちのほうが人気があるんだっていうふうなお話で、人数が増えていってる。多気町では、当町ではこんな手厚いサービスもしていただいているので、ぜひそこもこの多気町版ネウボラという中でこれを発信していただくことが大事かなっていうふうに思っております。

それでは、次の質問に入ります。月に7回～8回程度、「手作りおやつ」の日を設けているとのことですが、食育と食事摂取基準の観点から当局の見解を伺います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 火曜日、木曜日の午後に手作りおやつを出しております。給食で一度に摂りきれなかった栄養を補うため、野菜やいも類を使ったおやつを提供したり、給食が麺類やパンの時はおにぎりなどお米を使ったおやつを出すこともあります。旬の食材、そら豆、とうもろこし、さつまいもが出回る時期には食育の観点からそれらをおやつとして提供しております。食事摂取基準の観点からは、年齢によるエネルギー必要量の半分を保育園の給食とおやつで接種できるように配慮し献立を作成しております。

○議長（前川 勝） 当局の答弁が終わりました。

松浦議員。

○1番（松浦 慶子） そうですね、お食事の量では栄養価が不足しますので、おやつということで、それも手作りっていうのは本当に素晴らしいなあというふうに私もお話を聞かせていただいて思ったところです。これも、調理師さんや管理栄養士さんの配慮があって素晴らしいなと思っているところでございます。それを、学校給食に比べたら保育所のおやつの全体量も少ないんじゃない

ないかなというふうに、人数も少ないと思いますので、これぜひ旬の野菜という言葉も出ましたけれども、オーガニック化というようなところも視野に入れていただいてですね、それも管理栄養士さんも魅力的だなあというふうなお話もさせていただいておりますので、ぜひその辺を対応していただければなというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 品質や量、納品時期など確保できましたら、栄養士のほう前向きに考えていくと思われれます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○1番（松浦 慶子） ありがとうございます。進めていただきたいと思います。

そうしましたら3番目の質問に入ります。アレルギー食の個別対応とは、どのように行われているのか、また個別対応しているのは何人でしょうか。増加あるいは減少しているのかを踏まえて伺いたします。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） まずは全体の献立を作成し、一人ずつ食べられない食材をチェックします。食べられないものがあるときは別メニューにして、個別の献立表を作成いたします。それをもとに調理し、別容器に盛り付けアレルギーのあるお子さんに提供しております。5月28日現在、アレルギー除去食対応児童は町立保育園全体では23名在籍しております。全園児に対するアレルギー除去食対応児童の割合ですが、令和1年が6.1%、令和2年が5.6%、令和3年5月現在で5.9%ということで、ここ近年は横ばいの傾向にあると思っております。以上です。

○議長（前川 勝） 当局の答弁が終わりました。

松浦議員。

○1番（松浦 慶子） ありがとうございます。横ばいということでございますけれども、私の個人的なことではございますが、私の子供がですねちょうど保育園に入るぐらい、まあ2000年ぐらいかな、その辺ぐらいからアレルギーの子供達がかうぐつと増加していったという背景があるわけでございますけれども、こないだの町長の答弁でもありました。昔はアレルギーなんか無かったんやと。だいたいまあその辺最新ではそのぐらいからぐつと増えてきたんではないかなという皮膚科のお医者さんのお話でもありました。で、それがですね、今これまあ6.1%ほど、ややこの下がってきてるのではないかなというふうに私は感じておるんですけれども。その、それは何なのかなというふうに考えたところですね、私が母親のとき、今も母、あれですけれども、子育て中ですけれども。子育てをしている今若いお母さん方、若い保護者の年代になってきて、その方達はすごくこう食やそういった食材やそういったものにすごく色々な知識をお持ちでですね、かなりこの気を使われてるんじゃないかなっていう、まあそこが減少傾向に来てるのではないかなっていうこの数十年、二十年ぐらいの間のことなんですけれども、そのように私は分析するわけでございますけれども。どうなんですかね、課長、その辺どんなふうに感じておられますでしょうか。

○議長（前川 勝） 答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） お母さん方の中にはかなり気を遣われている方もみえますし、また違った意味で加工食品やレトルト食品も使われる方も仕事がお忙しい中ではあるような気がします。そのような中でこのアレルギーは確かに当町の様子を見ると、平成28年にはピークで39人みえたのが今まあ令和3年5月現在23名ということで、その当時よりはちょっとお子さん3年ぐらいは少なくなってるかなっていうあたりで。まあ原因が何なのかって言われると、ちょっと分かりませんが、そうやって気にしていただくお母さんも増えてきてるのも確かかなと思います。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○1番（松浦 慶子）　そうですね。たぶん食に対するこの今の世代の方達が変わってきてるのではないかなというふうに思っております。こうして何かなっという分析するようなことも大事だと思いますので、今データもきちっと取っていただいております。そういうことも含めてですね、次の課題や事業にしていくためにはデータを取っていただいて、何かなっということも考察していただくことが大事だと思いますので、この食に関することをぜひこのところでデータを取って分析していく、エビデンスをもって次の事業につなげていくっということ、ぜひ考えていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

そうしましたら、最後の4番目の質問に入ります。学校給食では食材の一部を有機農産物に変更されるとのことですが、保育園給食においての見解を伺います。

○議長（前川 勝）　当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美）　品質、量の確保、納品時間など、条件がクリアできれば取り入れていきたいと考えます。

○議長（前川 勝）　答弁が終わりました。

松浦議員。

○1番（松浦 慶子）　ありがとうございます。ぜひですね、学校給食もこの志村議員も一般質問でおっしゃってございましたけれども、多気土力の会の皆さんの有機野菜をぜひ使っていただくような形で、保育園給食の管理栄養士さんのお話ではまだ何も接点がお話が無いというような状況でしたので、ぜひこれを進めていただきたいということと、この幼児期の食生活の困りごとについては先ほど述べましたけれども、味覚の発達は10歳過ぎがもうピークだと。一番大事なのはもう3歳までが鍵だというふうに言われてます。もう1点はですね、危惧するのは、これ今抗体だったりとかいうふうな問題、自然治癒力というよ

うな生まれた時から誰もが持っている自然免疫機能ですね。この抗体ですけれども、この抗体をアップさせるのはこの抵抗力ですね、身体の抵抗力をアップさせるのはまさにこの今「食のまち多気」が当町がやっております医食同源に基づいた味噌などの発酵食品とか旬の野菜、和食、天然調味料、ていうふうに言われております。まあこの自然治癒力ていうのは大変大切なことでございます。コロナに今打ち勝っていくにはワクチンも大事でございますけれども、まずは自分の体をきちっと作っていかないといけないというようなところが大事だと思っておりますので、この当町は「医食同源のまち」というふうに町長もいつもおっしゃっておりますので、まずその町の宝である子供達からですね、小さな子供達から本来の医食同源を実施するべきだと私は考えております。町長の見解をお伺いいたします。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 以前にも申し上げましたけれども、そういうオーガニックの食材と言われましたけれども、まあそれも含めて、現在は取り組んで、なかなかいっぺんにぽっといかないんですけども、それやっていきたいと思います。やっぱり自分で抵抗力をつける、対応できるというのにやっていかなければと思います。実はうちの外孫ですけれども、孫も卵アレルギーで初めは全然あかんだんですけども、ちょっとずつ母親が食わしてくことによってもう今ほとんどそういうことも無くなってきた。やっぱり徐々にでも抵抗力をつけるように、体力をつけるように、これはもう色んな食材を通じてそうですけれども取り組んでいかなければと思います。その外で、町のほうで支援をしていくというのが大事だと思いますので、取り組んでまいります。よろしくお願いします。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○1番（松浦 慶子） 質問を終わります。

○議長（前川 勝） 以上で、松浦議員の一般質問を終わります。

ここで、休憩をとりたいと思います。35 分まで、35 分再開ということにより
しくお願いします。

（9 番 田牧 正義 議員）

○議長（前川 勝） 再開します。7 番目の質問者、田牧議員の質問に入ります。

9 番、田牧議員。

○9 番（田牧 正義） 議長に許可をいただきましたので、一般質問入ります。9 番、田牧です。方式は一問一答方式で、今回は2項目ございます。ただ、1 項目目につきましては、振興事務所等改築事業についてと、こういうようになっておりますが、今回は教育課長については出てもらわなくても同じ同等の扱いで進められるということで、振興事務所長に答えていただくと。こういう形で私は考えてます。それでないとちょっと 40 分という時間で
すので、時間が足らなくなるので、同じ方式でやられるのに2人に回答してもらってますとちょっと時間が足らなくなる。そういう方式で進められると。2 点目につきましては、空き家問題についてでございますが、そういう形で2問について進めさせていただきます。

その前に、少し町長、副町長、森川参事、このコピーに覚えございますか。

○議長（前川 勝） 田牧さん、質問に入っていたら…

○9 番（田牧 正義） ですから少し、その進め方の中でどうしてもこれは確認しておかないと後が進めにくいので確認させていただきます。

○議長（前川 勝） それは何なんですか。私、許可というか、何なんですか。

○9 番（田牧 正義） これは、実は私が議員になる前に、町長がよく言われる「ひざ詰め住民の声の聞いている」と。懇談会をやっているんだということで、しょっちゅう言われてるから。これがいかに上滑りのものであったかということのために、敢えて出した。それからもう一つ。枕でお話しておかなあかん話が、4 月の9日に全員協議会の中で色々町長はお話いただきま

した。これが、この振興事務所のところでも出てまいりますが、金曜日に正式にできあがった議事録、入手できました。この中に、町長としては非常に不適格な内容のところがございます。ですから、これについて訂正されるのか取り消されるのか、いやこれでいいんだということでそのまま捨てられておくのか。これについては期限切らせてもらいます。それはなぜかという
と、この…

○議長（前川 勝） 田牧議員。すみませんが、通告書に沿って…

○9番（田牧 正義） ですから、そこへ入る枕で必要で、この後の通告書にとって非常に大事な部分ですから、今お伝えしてる。

○議長（前川 勝） いや、議長としてこの本会議場で進めていただくのは通告書に沿って進めていただくことをお願いいたします。

○9番（田牧 正義） はい、ですから、勢和振興事務所の3間、4間のところで非常に重要になりますので、これについては正式なもの出ますので。町長がどのように扱われるかは後でご返事いただいたら結構です。

では、1問目に入ります。勢和振興事務所及び勢和公民館建設にかかる基本方針によれば、すでに決定事項であり、合併特例債の期限までに進めるための実施段階に入っているとのことですが、令和3年3月以前にいつの議会に審議されたかお聞かせください。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

小林勢和振興事務所長。

○勢和振興事務所長（小林 悟） それでは、田牧議員のご質問にお答えさせていただきます。平成25年12月の全員協議会におきまして、第1回目のアンケート結果を報告しております。それから、平成29年1月と2月の全員協議会におきまして、第2回目のアンケート調査の中間報告と結果報告をしております。また、平成30年12月の全員協議会におきまして、ええまちづくりプランの中で勢和振興事務所の改築について説明をさせていただいております。また、平成27年3月議会で一般質問、さらに平成31年3月議会では、振興事務所の今

後につきまして一般質問があり、「振興事務所の総合的な窓口機能と公民館の両方の機能を備えた施設を建築する方向で考えている」と回答しております。また、令和元年と令和2年の12月議会の全員協議会でも、ええまちづくりプランの中で説明をさせていただき、ご審議を賜っております。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） 色々アンケート等もやってそれからいるということですが、先日の4月9日の全員協議会でも、すでにもう決まっていることだという旨、それから町長はその中で私があたかも一つの案しか持っていないかのような発想でまあ戒めていただいたんですかね。ま、発言がございました。その中に、先ほど言いましたような首長としては非常に不適切な内容のところがあると、こういうことなんです。まず前回にも企画調整課長がお答えになりましたところがあるんですが、振興事務所の件について色々アンケートその他やられたけれども、あるいは区長会にもあげたということですが、この性格についてはそういう決定をするところではない旨の回答はすでにいただいております。とすれば、どこで、要は全員協議会なり何らかに出すというのはあくまでもたたき台を議会に提示するということであって、決定ではないはずですが、今回の3月に初めて予算として出されて、これが唯一決定というように私は解釈してます。それ以前のものについては全てあくまでも議会あるいは議員が検討するだけの、要は段階であって、何ら決定はしてないと思いますが、その4月9日の中で町長はすでに決定していることを4年も5年も遡るのはいかがかと。もっとひどいのは、その中で私に「もしストップしたら責任が取れるんですか」と。ここまでおっしゃってみえます。このあたりの真意を町長に伺います。

○議長（前川 勝） 田牧議員。1番の質疑に対して進めていただけますか。

○9番（田牧 正義） 一応このところについては、きちっと書いてあるはずですが、ずれてますか？…私はずれてないと思ってますからそのままお答えいた

だいたらと。

○議長（前川 勝） 審議されたかということで、事務所長が答弁…

○9番（田牧 正義） それについては聞きましたから、それ以上私は所長に聞く気はありませんから。

○議長（前川 勝） 1番が終わって、そすと2番へ入られた？

○9番（田牧 正義） はい。はい。

○議長（前川 勝） ということですか？

○9番（田牧 正義） はい。

○議長（前川 勝） それなら2番を読み上げていただきたいと思います。

○9番（田牧 正義） 分かりました。それじゃあ振興事務所長、2番についてだけお答えいただいて、その後町長にお答えいただきます。

じゃあ2番についてだけ、事務所長。

○議長（前川 勝） はい、2番を読んでください。

○9番（田牧 正義） それでは、振興事務所長、2番について。区長で構成する「勢和振興事務所のあり方検討会」を平成25年9月に立ち上げというように通告書に書いてありますが、住民参加の機会が少なく総意を汲み取っているとは私は思っておりません。そのあたりの見解についてのみお答えください。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

小林勢和振興事務所長。

○勢和振興事務所長（小林 悟） 住民参加の機会が少ないということでございますけども、今までまちづくり懇談会で各字を回り、勢和振興事務所の在り方について、住民の皆様にご説明をさせていただきご意見を伺う機会を作っております。また、勢和地域の区長会で構成する「あり方検討会」を平成25年度に立ち上げ、現在に至るまで協議を重ねてきております。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） それでは確認しますが、勢和振興事務所のあり方検討会についてでございますが、平成25年7月に区長会で「あり方検討会」設立について同意を得、そして区長で組織することを了承をもらった。平成25年8月、役場内の政策調整委員会で勢和振興事務所あり方検討会設立について了承を得た。ということで私の知る範囲ではなっておりますが、特にここについて私は4月9日に質問した折にも、規約その他についてございますかという質問をしましたが、こういうものは存在するのでしょうか、無いのでしょうか。お答えください。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

小林勢和振興事務所長。

○勢和振興事務所長（小林 悟） 規約といたしましては、特にございません。先ほど田牧議員が言われました平成25年7月、それから平成25年8月、そういった経緯になっております。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） それじゃあ、振興事務所長にお聞きすることについてはこの1番2番であらかた今までの経過等については私の思っていることとほぼ違いないので終わります。

それでは3番。町長にそろそろお伺いさせていただきます。先ほど、私が順番間違えて言ってるので、もう一度2番に戻りました。質問事項の3番。去る4月9日に実施された全員協議会において、代替え案等を多くの住民参加を踏まえて提出されれば、参考及び検討することを考えたい旨の意向をお持ちであるとの発言を受けたと私は思っておりますが、それで宜しいですか。見解を伺います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。4月

9日に開催されました全員協議会で、3月22日に開催されました勢和区長会の時に、令和3年度の予算が議決されましたら、各地区で振興事務所のイメージ図について、町民の皆さんにお示しをしていただき、ご意見をいただきたいと説明をいたしておりますので、その時に私が「地域の皆さんから頂きました意見を参考に検討いたします」と説明をさせていただいたと思っております。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） 副町長の今言われたことは、終わりのほうにあるところで、私が今町長に答えてくださいと言っているのは、音声のデータでいきますと一応53分45秒、このところで町長がおっしゃられた。「田牧議員が地元で皆さんの意見を聞いてその結果をもって話をしてもらわないと過去に戻った話では全く話が進まない。もし私のほうで止めますと言ったら田牧議員はその責任を取れるのか」と。こういう発言をされました。ここで、前川議長が「町長、田牧議員が責任を取るというのはどういうことか。ちょっと言葉のあれで控えていただきたい。」その場で即議長から町長に注意をされてます。しかしその後も、「そういう話をされるので私は言った。もう少し責任のある議論をしてもらわないと、何年も話を重ねて進めてきている、4年も5年も戻ってこれはどういう話とこうしても全然あきません。」議長の注意にも関わらずさらにこのように町長はお答えになった。ですから、このあたりの真意をお聞かせください。先ほど副町長の言われたのはこれよりもっと先のところで、要は区長会が住民におろして諸々というそこで言われたことであって、このところについてはこれは町長がお答えいただく以外に方法ありませんから。

○議長（前川 勝） 田牧議員。それは3番の質問…

○9番（田牧 正義） そうです。

○議長（前川 勝） ということに関しましては、副町長が答えました。

○9番（田牧 正義） それでは、その後で、4番です。議員活動の一端として

今後できるだけ早く、多くの賛同者の協力、ご援助を受けて、独自のアンケート調査を実施する事を進めたいと 考えますが、これを進めるにあたって当局のほうで何らかの見解、あるいは諸々あるんでしたら当局のほうからご回答を求めます。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） ただいまの独自のアンケート調査を実施する事を進めたいと考えますという質問につきましては、答弁を控えさせていただきます。私個人の考えとしましては、議員活動の一環として、実施されればよいと思っております。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） それでは、申し訳ないですが、このアンケートについては当局のほうは1回きりのアンケート調査で一番多いもの。要は、今の勢和振興事務所と公民館の機能を持った小さいの、5分の1ぐらいのものにするというのを始めからその答えを一つにして進めてみえました。そして2つ目のところはそれ以外の公共施設を利用できないか、こういうようなのが2つ目のアンケート。3つ目というのが、今の振興事務所をリニューアルなり何らかして使う。これが一番アンケートの中では少なかった。ところが、そういう代わりの公共施設ちゅうのは無いっていうのがわかってます。当局は、要は5分の1にスケールダウンしたものであるということで、今回の予算も出しておる。私のアンケートは逆に、今ある振興事務所、あれは耐震の工事も終わってます。それをリニューアルして使えないかということにある程度の絞ったアンケートということになります。そして、1回目のアンケートにつきましては、400人に出して396人、そして260何某の回答があったということですから、少なくともこの数字以上の方にお伺いする、そしてアンケートにつきましては今の振興事務所をリニューアルして利用できないか、それについて賛同を受けれる方、

ただしそれ以外の、今の当局が出してみえる案でいいっていう方もおみえになるでしょう。いずれにしてもその2案についてのアンケートということで進めます。ですから、そのあたりのところで先ほどの4月9日の議事録については、私は公の文書、これ音声データは駄目だとなってますが、公の文書はアンケートをいただくときに開示してもいいという解釈で私現在おりますから、こういう内容ですということで提示させてもらうつもり。ですから、先ほど言いました、町長に。訂正されるのか、修正されるか取り消されるのか。これは1か月以内にやっていただかないと、私のアンケート取る時間が無くなりますので、そういう形で4月9日のことについて、きちっとここへ出てるわけですから、記録が。これについて、要は修正されるのか修正されないのか、取り消されるのか、それともこのままでいいのか。これについてはご返事は、これについては議長、町長から貰う必要があります。それでお願いします。それはアンケートを私が取るために、どうしても前提としてもらっていないと、後で修正されたり訂正されたものが出てくると、アンケートに影響するからそのように言ってます。

○議長（前川 勝） あ、一議員活動として行われますので、そのそれを町長が発言したことがどうのっていう部分ではなく、議員としての議員活動として行われるということで副町長もそれは私の個人的な意見としてはおやりになったらどうですかというふうなことを言ってますので、それ以上を、この4番の質問に対してですね、今の言われた見解を伺うっていう部分では、見解を副町長が述べられたというふうに思っておるんですが、質問を再度行われるんなら行っていただければと思います。

○9番（田牧 正義） はい。

○議長（前川 勝） 田牧議員。

○9番（田牧 正義） あ、これは私が勝手にスケジュール、アンケートするためしてるわけですから。議員活動の一環としてアンケート取ることはいいという了解をいただいたといううえで、修正なりその他が無いんであれ

ば、粛々と進めさせていただく、ということです。それでよろしいですか。

○議長（前川 勝） はい。

○9番（田牧 正義） それじゃあ、1つ目の勢和振興事務所について、はこれだけにして、2問目に入ります。

5月22日付けの夕刊三重で掲載されました、移住者についての松阪地区へのものは56人、と報じられましたが、残念ながら多気町はいなかった旨報じられております。これは、多気町の空き家問題に何か取り組むべき課題が積み残しているその他のことがあって、こういう残念ながら結果になったのではないかと思います。当局がこの56人で多気町に一人もいなかったこの問題について、どのように考えてみえるかお答えください。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

久保建設課長。

○建設課長（久保 義隆） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

建設課としては、昨年度3月に多気町空家等対策計画書を作成し2か月が経過しました。まず、実際の空き家の件数を調査した後に、意向調査を行い、これから改善できることがあるかなどを、協議会の委員様と協議していくよう考えております。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） 現在はどちらかというと、空き家バンクについては企画調整課ですが、それ以外のことについては建設課さんがメインになって進めてみえると。こういうような解釈で今回の質問についても書いておりますが。また、大変申し訳ないです、町長。これ、2回目になります。私3月にも言いました。広報たき令和3年2月号で、私は空き家に対して実務的には何ら手を打ってないと考えてよいか伺いますと、伺っております。この折に回答いただいております。なぜこういう質問をしたかという、それ以前に町長はちゃんと例規に載せてやっていますので、特にそれを確認していただきたいと思いま

すと。こういうようにお答えになってる時期があります。ところが、その後で私は困ったなど。自分でとても調べきれないなと思った。そしたら、12月の議会の折に町長が「それぞれの課が役割を分担して他の課と連携しながら実務を行っている」と。こういうようにお答えになって投稿されて2月の広報たきに載ってる。私が調べなくっても町長がお調べになってこの連携して何をつかまれたのか。それをお教えてください。

○議長（前川 勝） 田牧議員。それは、2番ですか。

○9番（田牧 正義） そうですよ。

○議長（前川 勝） あ、もう2番へ入ってますか。

はい、当局の答弁を求めます。

久保建設課長。

○建設課長（久保 義隆） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

多気町空家等対策計画を作成する以前は、町長の答弁でもおっしゃってありましたように、各課がそれぞれ対応しておりまして、相談者がそれぞれの課に出向いて相談しておりました。現在では、空き家等について建設課が総合窓口となり、聞取りを行い、それぞれの関係する課に相談し、解決できる内容としては、関係課の職員同席のうえ、相談者に回答を告げる方向で進めています。また、多岐に渡り難しい問題等の事項については、各担当課で作る専門部会で協議し、推進協議会に必要な事項を挙げ、措置の方針等を決め、相談者に報告を行うように進めております。また、専門部会設置要綱に記載しております各課の共有する情報として、建設課、道路行政、建築行政に関すること、企画調整課、空き家バンク、移住定住に関すること、総務課、防災防犯に関すること、税務課、固定資産に関すること、町民環境課、廃棄物、動植物に関すること、上下水道課、給排水、料金にかんすること、農林商工課、野生動物等獣害、田畑山林に関すること、教育課、就学面に関することについて、8つの課の具体的な実務内容を収集し共有しております。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） 今、建設課長がおっしゃられたのは、令和3年2月、多気町空家等対策計画、こちらの39ページに載ってること。ところが、先ほど私は令和3年2月の広報たきに載っているということで、町長が執筆されたものは、この今言われた建設課長が言われたこと以前のもの。私は12月の折に言いました。税務課長が税をかけれるかどうかを調べてます、これ税務課長にいただきました。そして、水道等々の料金と突合せ等をやればもっと簡単にわかるんじゃないかと、こういうようなことで上下水道課長にも言いました。要はこの先ほど言われた8つのこと、これは2月に出てますが、町長がお答えになった12月、これは何ら結論出てないのに町長はすでに各課が連携してとおっしゃるから、何をその折に12月につかんでみえたのか教えてくださいと、こう言ってる。くどいようですが、そういうことです。先ほど建設課長が言われた39ページで、こんだけ多岐にわたる、これは令和3年2月以降に出てきたものであって、去年の12月にもこれはできあがっていなかったはずですから。町長お答えください。

○議長（前川 勝） え一っと、田牧議員。

○9番（田牧 正義） お答えにならないのであれば、さらに私としては厳しいと思います。言葉言います。ここに記載されているのは先ほどひざ詰めでやっているのと同じように事務規程にそのように書いてあるからやっているということで、町長の願望をこの正式回答として出されたんですか。事実をつかまれてから出されたんですか。単に思いだけで言われたんですか。広報たきにそういうような願望だけで出されては困りますから、そのところだけでも確認させてください。

○議長（前川 勝） え一っと、田牧議員。2番の質問ということはですね、今課長が答えたことで、質問に対してその質問して答えたことに対して、ということで関連付けてのだんだん深みの質問をしていくということで進めていた

できればありがたいんですけども。よろしくお願いします。

○9番（田牧 正義） 関連付けてしているはずですが、どっか違いますか、議長。時間も無いので、このところはこれでやめておきますが。いずれにしても、それ以外のところも、どうしても最終的には町長がお答えにならないと、ならないところ、その質問に今後入っていくと思いますから、次回以降に。それはそれで首長として覚悟してお答えください。私が言いましたように、自分が事務規程に書いてあるから、各課がそうやって連携してやっていて欲しいというような願望でこういうような公式の場に出されると、町民が迷惑しますから。

それでは、少しちょっと先ほどの3番に戻る形になりますが。

○議長（前川 勝） 今から3番ですね。

○9番（田牧 正義） はい。あの、最終的には空き家についてですね、建設課長が先ほどお答えしていただいたわけですが、この3番4番については先ほど言いましたページについて2月に発表されたものがどの程度進んでいるか、その確認ですから、それは建設課長にやっていただければいいと思いますので、とりあえずもう一度この2番に戻る、時間があれば戻りますけども、とりあえず3番4番について、建設課長、2月以降にどのように進んだのかお聞かせください。

○議長（前川 勝） 今、3番、4番をまとめて質問なされる？ちょっとじゃあ質問を読んでください。

○9番（田牧 正義） 多気町空家等対策計画のその後の進捗状況を伺います。特に、「住民等からの相談などの対応については、建設課内に担当を置き、一元化を図ります」について詳しくお聞かせください。

そして、4つ目は先ほど言いましたように、2月以降に実務的にすでに着手できている項目をお示してください。

この2項目について、建設課長お聞かせください。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

久保建設課長。

○建設課長（久保 義隆） それでは、3番4番続けて、質問のお答えをします。前段の質問の回答と内容とよく似た回答となってしまいますが、今年度の予定につきましては、空き家等や不良空き家などの苦情や問い合わせについて建設課内で一元化を行い、他の部署にまたがる内容も建設課を中心に連携して対応しております。令和3年3月の全員協議会でもお伝えいたしましたが、昨年度に行いました空き家調査について、携わった職員すべてが、まだ漏れがあるように見受けられると意見もあり、また協議会の委員の方も、再度調査すべきであるという意見も頂きましたので、再度区長様へ依頼し、空き家等とはどのような物件なのかを知識について統一し、提出していただくように進め、今年度の秋に現地調査を行い、多気町内に何件あるのか、どういう状態なのかを把握します。また、松阪市と合同で無料空き家相談会を令和3年度中に開催予定です。

すでに着手できていることにつきましては、4月に松阪市役所建築開発課空き家対策係と協議を行い、松阪市での空き家に関連する問題点や松阪市が独自で作られた空き家等情報データベースの内容など、情報共有しました。また、前段の質問の回答と同じ内容になりますが、同4月に松阪市と合同の無料相談会の了承をいただき、5月に空き家ネットワークみえの活動の一環である相談会での専門有識者の派遣のため、ネットワークみえの令和3年度の活動計画に入らせていただくようお願いに行きました。また現在では、空き家取り壊し補助についての相談も数件伺っており、対応を行っております。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） 先ほど一番始めに言いましたように、令和2年度の56人移住されたけれども残念ながら多気町はゼロだったよと。こういうところから今回のこの空き家問題について私進めた。なぜかというところ机上論だけで言いますと、2019年7月に有限責任監査法人トーマツ、こちらから多気町殿ということ

で、空き家問題等について色々こちらから言ったことに対してこういうようにしたらというような。そして、ここに最終成果物というようなのが 84 ページに出ておりますが、机上論では立派なもの多気町できてるんです。ところが、今回のゼロというのは何かというと、松阪市であるとかそういうところは担当者を一人専任で置いたりお試し住宅をしたり、解体の一部補助金を出したりと、どちらかということ、泥臭い、そうと思われるようなことをいくつもやってきて、そしてその成果がこういうような松阪市においては 44 というような実績に表れてる。要は、多気町においては空き家バンクを作って空き家バンクのことだけやって、それ以外のことについては昨年建設課さんが調べられたそこまで何ら手を打っていなかった。これが事実ではないですかちゅうのを私は盛んに 12 月から言ってるんです。もっと空き家については要は耕作放棄地等も必ず含まれてますよというようなことで、盛んに私は今まで何度も言ってます。もっと泥臭いのでいいんだと思うんです。もっと泥臭くない回答を残念ながらこれまた町長が吉田議員の質問のところで、要は私の隣の牧でも始めから多気町へ移住するけども出合とかその他は出ない、こういうようなことで 4 月 9 日の折におっしゃってみえる。首長である以上そこで止まってもらったら困るんですね。要はそれではなくて HOW、どうするかということを首長であれば住民あるいはその他に分かるようにしていただかなければ困る。

ですから、私はいずれにしてもこのあたりのところをするのに、多気町としては空き家について本気でしていたっていうのが見受けられないから、くどいようですが空き家問題を何度も言ってる。こういうことをご理解いただいて、次回以降も空き家問題についてはさらに詳しく質問したいと思うんです。ですから、そのあたりについて実績等がゼロというのはこれはもう非常に多気町としては恥ずべきことだという思いでいてください。もっと打つ手はたくさんあるはずです。少なくとも、そのあたりのところをきちっと理解したうえで行動していただかんと、令和 3 年以降も同じように移住者が他の町に比べて少ないとなりますのでよろしくお願いします。以上で質問を終わります。

○議長（前川 勝） 以上で、田牧議員の一般質問を終わります。

○９番（田牧 正義） ありがとうございました。

○議長（前川 勝） 以上で、通告者全員の一般質問が終わりました。

本日の会議は、これにて散会といたします。

（ ６月 14 日 11 時 16 分 ）